慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ナチス大量虐殺の構造的考察 : 強制労働・ 強制収容所・ ユダヤ人虐殺
Sub Title	Strukturelle Betrachtung des Nationalsozialistischen Massenmordes
Author	矢野, 久(Yano, Hisashi)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2002
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.94, No.4 (2002. 1) ,p.595(31)- 625(61)
JaLC DOI	10.14991/001.20020101-0031
Abstract	
Notes	小特集 : マス・ キリングの社会史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20020101-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」94巻4号（2002年1月）

ナチス大量虐殺の構造的考察

――強制労働・強制収容所・ユダヤ人虐殺――

矢　野　　久

はじめに

ユダヤ人虐殺（ホロコースト）を20世紀最大の，あるいは歴史上最大の犯罪の一つとみなすことは誰も否定しないであろう。本稿では，ホロコーストそのものをとりあげるのではなく，ナチスの大量虐殺がなぜ生じたのか，その構造的原因を明らかにするために，強制労働体制を考察の中心におき，それを強制収容所政策・ユダヤ人政策と関連づけることを課題とする。そうすることで，強制労働・強制収容所・ユダヤ人虐殺という一連の現象をナチ体制全体の中に位置づけることをねらいとする。(1) 虐殺が生じた全体の構造を比較の対象とすることによって，他の諸国，例えば日本と比較することが可能となろう。

第一章　外国人強制労働とユダヤ人追放――1941年秋まで――

第一節　ナチ支配の構造的脆弱性

ナチスの大量虐殺はなぜ生じたのかを明らかにするためには，ナチスがどの程度，ドイツ人労働者を自由に利用できたのか，ドイツ国民への支配の程度と関連させる必要がある。

その要の一つはドイツ人女性である。(2) ドイツ人女性就業者数の増加にもかかわらず，大戦前には，女性の半分以上，既婚女性の場合は3分の2が未就業状態であった。(3) 戦前段階で，男性労働力の代

（1）　日本での研究文献として，栗原優『ナチズムとユダヤ人絶滅政策――ホロコーストの起源と実態』（ミネルヴァ書房，1997年），永岑三千輝『ドイツ第三帝国のソ連占領政策と民衆――1941―1942――』（同文舘，1994年），同『独ソ戦とホロコースト』（日本経済評論社，2001年）参照。

（2）　矢野久「大戦期ナチス・ドイツにおける女性労働動員」（上）（下）『三田学会雑誌』83巻1号（1990年4月），83巻4号（1991年1月）。

（3）　*Wirtschaft und Statistik*, 1941, S.50.

替・補充として女性労働義務導入がうたわれてはいたが，[4] 母性イデオロギーの方が，戦争経済的必要性による女性労働配置よりも重視されていたからである。[5]

第二次世界大戦期には，兵役召集によりドイツ人男性就業者数は減少し，ドイツ人女性によって補塡されていない。生産財部門でのドイツ人女性就業者数の増加と消費財部門での減少という工業部門内部での一定の変化はあったものの，全就業者総数に占めるドイツ人女性の割合はほとんど変化せず，総じて，ドイツ人女性の大幅な就業構造の変化はなかった。[6] その原因は，一つは，召集兵士の家族のための家族援助金制度である。[7] もう一つは，ナチ国家指導部がドイツ人女性の労働動員を実施しなかったからである。1940年6月までに約25万人のドイツ人女性が労働を義務づけられたが，その大部分は，既就労女性に対し，別の職場での労働を義務づけたものであった。[8] ライヒ防衛のための女性労働配置強化命令草案（40年4月末のライヒ労働相）も，全般的女性労働義務制の導入要求（41年9月のドイツ労働戦線）も，イデオロギー的動機から高度の政治的判断で拒否されていた。[9]

そこには，ドイツ国民，とりわけ女性のナチ労働力政策に対する意識と態度が重要な役割を演じていた。親衛隊（SS）保安部の1940年2月の「秘密報告書」によれば，未就労女性を「自由意志ならびに募集」によって労働力として調達することは，「多くの場合もはや不可能」であり，それは，

（4） Dok.140-R, in: *Der Prozeß gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof (IMG)*, 42 Bde.,Nürnberg 1947-1949 (München/Zürich 1984). Bd.38, S.395; Dok. 3787-PS, in: *IMG*, Bd.33, S.151.

（5） Dorothee Klinksiek: *Die Frau im NS-Staat*, Stuttgart 1982, S.110 f.

（6） Ingrid Schupetta: *Frauen- und Ausländererwerbstätigkeit in Deutschland von 1939 bis 1945*, Köln 1983, S. 63 ff., 89 ff. Vgl. Richard J. Overy: "'Blitzkriegswirtschaft'? Finanzpolitik, Lebensstandard und Arbeitseinsatz in Deutschland", in: *Vierteljahrshefte fur Zeitgeschichte*, 36, Jg. 1988, S.425 f. 矢野「女性労働動員」（上），43頁以下。

（7） この制度はすでに1936年に制度化されたが，1941年6月26日の法律によって統一的なものとなった。Gerhard Albrecht: "Die Unterstützung der Familien Einberufener", in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd.151, 1940, S.75, 80; Irma Schielin: "Der Familienunterhalt", in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd.157, 1943, S.451 ff.; Ursula v. Gersdorff: *Frauen im Kriegsdienst 1914-1945*, Stuttgart 1969, Dok.127, S.309; Jürgen Kuczynski: *Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus*, Bd.6, Berlin (O) 1964, S.256; Lotte Zumpe: *Wirtschaft und Staat in Deutschland 1933 bis 1945*, Berlin (O) 1979, S.350 f.

（8） Overy, S.429 f.; Dörte Winkler: *Frauenarbeit im "Dritten Reich"*, Hamburg 1977, S.92, 112; Dietrich Eichholtz: *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945*, Bd. I, Berlin 1985, S.85.

（9） Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, I, S.80 f.; Tim Mason: "Zur Lage der Frauen in Deutschland 1930 bis 1940: Wohlfahrt, Arbeit und Familie", in: *Gesellschaft. Beiträge zur Marxschen Theorie*, 6, Frankfurt a.M. 1976, S.176; Winkler: "Frauenarbeit vursus Frauenideologie. Probleme der weiblichen Erwerbstätigkeit in Deutschland 1930-1945", in: *Archiv für Sozialgeschichte*, Bd.17, 1977, S.116; Stefan Bajohr: *Die Hälfte der Fabrik. Geschichte der Frauenarbeit in Deutschland 1914 bis 1945*, Marburg 1979, S.273 f.

就労女性が過労状態なのに，社会的上層の女性は働いていないという「不公平な」労働現実が原因であった。[10] 差別的取扱いに対する女性の不平・不満は，41年においても継続している。[11]

こうした状況に直面して，保安部は，1941年2月には，女性の平等な労働配置を保証し，全女性の動員のための法的措置の導入を提案したが，[12] 広くドイツ人国民にまで「不公平な」労働配置の実態が問題とされ，それに対する不平・不満は「規律欠如」の増加，労働モラルの悪化という形で現れるばかりか，当局やドイツ労働戦線のうろたえとして現象していた。[13] こうした状況認識を踏まえ，保安部は，41年9月には，全般的な労働義務という形態での全女性の「公平な労働配置」のみが，特に普通の就労女性の不平・不満を解決しうる，と判断するに至った。[14]

こうした状況は1942年においても変化せず，むしろナチ国家指導部にとっては不利に展開した。就労女性のみならず，前線兵士や労働戦線の企業集会でも拒否的な態度が問題とされていた。[15] 保安部は42年2月の報告で，「少なくとも，未就労女性にも労働の負担を分けるという『意志』を労働住民に示すことが無条件に必要である」と報告している。[16] このように，公平に配分された全般的な労働義務制の導入が，主として労働者層の就労女性から強く要請されていた。

ナチ支配がもはや確たるものではなくなっていたことを示している。

第二節　外国人強制労働

戦争勃発時に，ナチス・ドイツは，一方で国防軍への召集と西部要塞建設への労働義務，他方で鉱業ならびに農業部門での労働力不足により，労働力需要は極度に高まり，ポーランド人戦時捕虜を必要とするまでになっていた。[17] ポーランドに侵略したドイツは，労働行政の組織作りを迅速におこない，1939年10月初めには115の労働局事務所を設立している。[18] ドイツ・ライヒに編入された「東部編入地域」では，労働義務制を導入し，総督府でも，18歳から60歳までのポーランド住民に労働義務制を導入し，ポーランド民間人の労働動員の制度を速やかに作っていった。[19]

総督府では，1940年1月25日の総督フランクの命令により，4月中旬までに約50万人の労働者をライヒに移送が計画されていたが，実際には約16万人の農業労働者と約5万人の工業労働者しか移送されていなかった。[20] そのため，4月24日には，1915年から24年生まれの男女ポーランド人の強制連行が決定されている。SSと警察の支援によるものであったため，「ポーランド人狩り」のごと

---

(10) *Meldungen aus dem Reich 1938-1945 (MaR)* v.19.2.40, Bd.3, S.783 ff.; v.27.6.40, Bd.4, S.1319 f.; v.22.7.40, Bd.5, S.1411; v.2.12.40, Bd.6, S.1832.

(11) *MaR* v.13.2.41, Bd.6, S.2002; v.26.5.41, Bd.7, S.2348 f.

(12) *MaR* v.13.2.41, Bd.6, S.2002 f.

(13) *MaR* v.26.5.41, Bd.7, S.2349; v.26.6.41, Bd.7, S.2453; v.11.8.41, Bd.7, S.2638.

(14) *MaR* v.26.9.41, Bd.8, S.2822; v.11.8.41, Bd.7, S.2640 f.

(15) *MaR* v.26.2.42, Bd.9, S.3383 ff., 3388 ff.; Gersdorf, Dok.156, S.345.

(16) *MaR* v.26.2.42, Bd.9, S.3391; v.12.3.42, Bd.9, S.3450; v.8.10.42, Bd.11, S.4305f.

き現象が生じ，「募集」は強制的性格をもった。[21]

とはいえ，ナチスの外国人労働者政策の特徴は，このポーランド人住民の労働力政策とは別の次元で展開されたことにある。SS 全国指導者兼ドイツ警察長官ヒムラーは，ポーランド人はドイツでは存在しない方がいい，経済的理由から必要であれば，手ひどく扱うべしという立場から，[22] 1940年3月8日，ポーランド人の労働・生活諸条件を規制する「ポーランド人布告」を公布した。ポーランド人マークの付帯義務，夜間外出禁止，「文化生活」からの隔離，行動の自由の制限，公共交通手段の利用禁止，職場での怠惰・サボタージュの場合には，ゲシュタポに委託など，これら一連の規制は，ポーランド人の監視と抑圧の体制の基礎を形成するもので，同時に，国籍別差別化方策導入の序曲をなした。[23]

こうした相矛盾する人種論的観点と経済的観点は，[24] ポーランド人労働者を「低質労働」に配置す

---

(17) Timothy W. Mason: *Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft*, Opladen 1975, S.106, 152; Jochen August: "Die Entwicklung des Arbeitseinsatzes in Deutschland in den 30er Jahren und der Masseneinsatz ausländischer Arbeitskräfte während des Zweiten Weltkrieges. Das Fallbeispiel der polnischen zivilen Arbeitskräfte und Kriegsgefangenen", in: *Archiv für Sozialgeschichte*, Bd. 24, 1984, S.306 ff., 327; Ulrich Herbert: *Fremdarbeiter. Politik und Praxis des "Fremdarbeiter-Ensatzes" in der Kriegswirtschaft des Dritten Reiches*, Bonn 1985, S.58 f.; Klaus Wisotzky: *Der Ruhrbergbau im Dritten Reich*, Düsseldorf 1983, S.265 f. そもそもポーランド侵攻の決定は経済的目標よりはむしろ政治的戦略的性格の強いものであった。Waclaw Długoborski/Czeslaw Madajczk: "Ausbeutungssysteme in den besetzten Gebieten Polens und der UdSSR", in: *Kriegswirtschaft und Rüstung 1939-45*, hrsg.v. Friedrich Forstmeier und Hans-Erich Volkmann, Düsseldorf 1977, S.403 f. 矢野久「外国人強制労働への道――『電撃戦』構想下のドイツにおける労働力動員――」『三田学会雑誌』第81巻第2号（1988年7月）参照。

(18) Długoborski/Modajczyki, S.400 ff.; Edward L. Homze: *Foreign Labor in Nazi Germany*, Princeton 1967, pp. 16; Eva Seeber: *Zwangsarbeiter in der faschistischen Kriegswirtschaft*, Berlin (O) 1964, S.109 ff.; Christoph Schminck-Gustavus: "Zwangsarbeit und Faschismus. Zur 'Polenpolitik' im 'Dritten Reich'", in: *Kritische Justiz*, 13. Jg., 1980, S.10 ff.; August, S.326 ff.; Herbert: *Fremdarbeiter*, S.67.

(19) August, S.336; Homze, p.29; Seeber, S.115 ff. Hans Phahlmann: *Fremdarbeiter und Kriegsgefangene in der deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945*, Darmstadt 1968, S.26; August, S.337; Schminck-Gustavus, S.8, 13 f.; Herbert: *Fremdarbeiter*, S.83 f.

(20) Dok.1375-PS, IMG, Bd.27, S.202; Seeber, S.44; *Das Diensttagebuch des deutschen Generalgouverneurs in Polen 1939-1945*, hrsg.v. Werner Prag und Wolfgang Jacobmeyer, Stuttgart 1975, 21. 4.1940, S.176; Seeber, S.118; Pfahlmann, S.27.

(21) Seeber, S.119 ff.; August, S.344; *Diensttagebuch*, 9.5.1940, S.195, 10.5.1940, S.198; Schminck-Gustavus, S.14 f.

(22) Heinrich Himmler: *Geheimreden 1933 bis 1945 und andere Ansprachen*, Frankfurt a.M./Berlin/Wien 1974, S.134.

(23) Homze, pp.40; Seeber, S.154 ff., 161 ff.; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, I, S.99; Schminck-Gustavus, S.17 f.; Herbert: *Fremdarbeiter*, S.79 ff.

(24) Herbert: *Fremdarbeiter*, S.90, 95.

るという形で統合化された。ヒムラーもヒトラーも，農業労働力と建設・道路関係の不熟練労働力としての利用価値を認めており，そのかぎりで彼らの構想において人種的観点と経済的観点が統合されていたのである。[25]

1940年5月の西部戦線開始以降，西欧諸国戦時捕虜、特にフランス人戦時捕虜は非農業労働力として重要視され，[26] その結果，41年4月には，全就業戦時捕虜の内，非農業部門に46，6%が配置されていた。とはいえ，この時点では，半数は工業の中でも建設業に配置されていたので，軍需工業への戦時捕虜の重点的労働配置には至っていなかった。[27]

それに対し，ソ連人に対するナチ国家指導部の対応はまったく異なっていた。対ソ戦の構想では，国防軍とドイツ国内の食糧確保に目標がおかれ，それがソ連人住民の大量死を意味することも認識されていた。ソ連人戦時捕虜をライヒで労働力として利用するどころか，彼らの生命を維持することにも関心はなかったのである。[28] それゆえ，独ソ戦開始以降，農業部門と鉱業部門での戦時捕虜をめぐる労働力争奪は，ソ連人労働力をめぐるものではなかった。[29] 41年9月時点で労働力需要が260万人も数えたにもかかわらず，ナチ国家指導部全体では，ソ連人労働力をドイツで労働配置することを拒否する姿勢が存続していたからである。[30]

ソ連人戦時捕虜をライヒで労働配置するイニシアティヴはむしろ，ルール地方の若干の軍需企業からであった。石炭消費の削減か労働者増員かに迫られていたルールの鉱業界は，1941年6月末に8万3,000人のソ連人戦時捕虜の労働配置要求を行なっている。[31] ソ連人戦時捕虜を閉鎖的集団労働配置させ，彼らを監視下におくという条件で，建設業，炭鉱，農業部門での労働配置が構想されていた。ソ連人戦時捕虜の労働配置は「必要悪」とみなされ，それゆえ「最小限に制限されねばなら

---

(25) "Denkschrift Himmlers über die Behandlung der Fremdvölkischen im Osten (Mai 1940)", in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 5, 1975, S.198; Dok.172-USSR, in: *IMG*, Bd.39, S.426 f.; Seeber, S.34.

(26) Erlaß des Reichsarbeitsministers vom 10.7.1940, in: *Reichsarbeitsblatt*, 1940, S.138 f.; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, I, S.95; Klaus Drobisch/Dietrich Eichholtz: "Die Zwangsarbeit ausländischer Arbeitskräfte in Deutschland während des zweiten Weltkrieges", in: *Zeitschrift fur Geschichtswissenschaft*, 18.Jg., 1970, S.630.

(27) Phahlmann, S.111; vgl. auch Herbert: *Fremdarbeiter*, S.96.

(28) Christian Streit: *Keine Kameraden. Die Wehrmacht und sowjetischen Kriegsgefangenen 1941-1945*, Stuttgart 1978, S.79; Georg Thomas: *Geschichte der deutschen Wehr- und Rüstungswirtschaft 1918-1943/45*, hrsg.v. Wolfgang Birkenfeld, Boppard 1966, S.515 ff.; Długoborski/Madajczyk, S.389 ff.; Rolf-Dieter Müller: "Von der Wirtschaftsallianz zum kolonialen Ausbeutungskrieg", in: *Das Deutsche Reich und der Zweite Weltkrieg*, Bd. 4, Stuttgart 1983, S.126 f., 129 ff.; Streit, S.62 f; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, I, S.203 ff., 231 ff.; Dok.2718-PS, in: *IMG*, Bd.31, S.84; Dok.126-EC, in: *IMG*, Bd.36, 148 f.; Dok.126-EC, in: *IMG*, Bd.36, S.145.

(29) NI-1246; Pfahlmann, S.113 ff.

(30) Herbert: *Fremdarbeiter*, S.137.

(31) NI-3143; Kuczynski, S.260; Streit, S.202; Herbert: *Fremdarbeiter*, S.137.

ぬ」ものであった。[32]

しかしながら産業界も軍部も全体としては，1941年夏の時点ではソ連人戦時捕虜の労働配置にはなお大きな疑念を懐いていた。ドイツ国民のナチ体制に対する態度がソ連人労働力の大量動員によってさらに悪化するのではないか，というナチ国家指導部の恐れと結びついていたからである。すなわち，人種論的イデオロギーと国民への恐れがソ連人大量動員を拒否する姿勢を支えていた。[33] 同時に，ドイツ経済の総動員を回避しながら，電撃戦によって生存圏ないし原料と食糧基盤の拡大をめざし，それによってドイツの内政問題を一挙に解決しようという電撃戦構想も影響を与えた。東部戦線での勝利，したがって軍需工業への30万人の帰還が期待されていた。[34]

しかし，1941年9月末には，作戦の終了はもはや考えられなくなったばかりか，[35] 労働力不足の早急な緩和のために，ドイツ戦争経済の大きな転換が必要となった。10月初旬，国防軍国防経済軍需局は帝国元帥ゲーリングに80万人の労働力を要求し，そのためにはソ連人戦時捕虜と民間人の導入が不可欠であった。これは，戦争経済の優位とイデオロギー的原理の後退を意味するものである。[36]

ソ連民間人の労働配置については，1941年10月，石炭連盟会長プライガーは1万から1万2,000人のウクライナ鉱夫のライヒへの配置許可を得た。厳格な選抜，監視下の閉鎖的な移送と労働配置，孤立した収容所での収容，ドイツ人以下の食糧配給が条件とされた。ソ連人労働者のライヒでの労働配置に対する拒否的な態度がこれによってくつがえされた。[37]

第三節　ユダヤ人政策――追放とゲットー化――

外国人労働者をドイツ・ライヒにいかに導入するか，経済的観点とイデオロギー的観点とが交錯しつつ，展開したのに対し，ユダヤ人に対しては，まずは，いかに追放するかということが焦眉の問題であった。しかし，居住する場所によって，ユダヤ人の運命は異なっていた。

1939年5月のセンサスでは約33万人のユダヤ人がドイツ・ライヒに居住していたが，[38] 第二次世界

---

(32) Dok.1199-PS, in: *IMG*, Bd.27, S.63 f.; Pfahlmann, S.93; Streit, S.193 f.; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, 1985, S.187 f.; Herbert: *Fremdarbeiter*, S.137f.

(33) NI-1432; Streit, S.193 ff., 198 ff.; Alexander Dallin: *Deutsche Herrschaft in Rußland*, Königstein/Ts. 1981, S.423; Phahlmann, S.92; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, I, S.243; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S.186, 190.

(34) Thomas, S.467.

(35) Jürgen Förster: "Die Sicherung des 'Lebensraumes'", in: *Das Deutsche Reich und der Zweite Weltkrieg*, Bd.4, Stuttgart 1983, S.1041ff.

(36) Herbert: *Fremdarbeiter*, S.139 f.; Dok.1182-PS, in: Einchholtz, "Die Vorgeschichte des 'Generalbevollmächtigten für den Arbeitseinsatz' (mit Dokumenten)", in: *Jahrbuch für Geschichte*, Bd.9, 1973; S.371 f.

(37) Streit, S.203; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S.191; Herbert: *Fremdarbeiter*, S.145.

(38) *Statistik des Deutschen Reichs*, Neue Folge, Bd.552/Heft 4, 1944, S.6.

大戦勃発ごろまでに，ドイツ人との社会的接触の禁止（35年9月）など一連の措置が講じられていた。[39] しかし，ライヒにおけるユダヤ人政策の変化は，ポーランドでのドイツのユダヤ人政策の展開，さらに独ソ戦開始以降は，東部占領地域でのユダヤ人政策の展開と連動していた。

ポーランド全土には，人口の約10%に相当する約330万人のユダヤ人が居住していたが，ソ連の支配下に入った東部を除くと，ドイツの侵略によって，約200万人がドイツの支配下におかれた。そのうち約60万人がドイツ編入地域に居住していた。1939年9月21日，治安警察・保安部長官ハイドリヒは，約60万人のユダヤ人を編入地域から総督府に追放し，総督府のユダヤ人をゲットーに集中させる命令を下した。[40] 12月1日に開始されたこのユダヤ人追放により，わずか2ケ月で約20万人ものユダヤ人とポーランド人が総督府に移送された。[41]

一方総督府では，1939年10月26日，「ユダヤ人住民労働強制導入令」が出され，14歳から60歳までの全ユダヤ人（後に12歳以上）が集団労働の形態（強制労働班），収容所での宿営という形での強制労働を強いられることになった。12月11日，施行令が出され，警察の許可なくしてはユダヤ人には移動の自由が認められなくなった。[42] ゲットー建設の権限は，40年9月13日の命令により，行政の地区長官に与えられた。総督府各地にゲットーが建設されることになった。41年秋には総督府のゲットー化はほぼ完了している。ユダヤ人住民労働強制導入令によって，強制労働を義務づけられたユダヤ人は，こうしてその大部分がゲットーに集められ，まずゲットー内外の様々な工場で働かされることになった。[43]

総督府でユダヤ人労働力を利用する権限は，1941年6月，労働行政機構ではなく，警察に委譲され，ユダヤ人労働収容所は上級SS・警察指導者の権限下におかれた。こうして，総督府のユダヤ人は，ゲットーや労働班あるいは労働収容所で，都市郊外での補助作業や建設現場に投入されることになった。[44]

独ソ戦開始以降，東部占領地域でのユダヤ人政策は，以上のような総督府でのユダヤ人政策とは様相を異にしていた。その特徴は，治安警察・保安部の「行動部隊」によるユダヤ人殺害行動にあ

---

(39) Paul Hilberg: *Die Vernichtung der europäischen Juden*, Berlin 1982, Kap. III, IV, V.

(40) Gerald Reitlinger: *Die Endlösung, Hitlers Versuch der Ausrottung der Juden Europas 1939-1945*, Berlin 1961 (1953[1]), S.59 ff.; Helmut Krausnick: "Judenverfolgung", in: *Anatomie des SS-Staates*, Bd.2, München 1982 (1967 1), S.289 ff.; Hilberg, S.150.

(41) *Diensttagebuch*, 8.12.1939, S.77; 4.3.1940, S.146. その数は行政の「死活問題」になるほどであった。41年3月には，総督府上級SS・警察指導者クリューガーは総督府にはユダヤ人を追放しないといわざるをえなかった。*Dienttagebuch*, 25.3.1941, S.336 f.

(42) Diemut Majer: *"Fremdvölkische" im Dritten Reich*, Boppard 1981, S.544, 577 f.; Hilberg, S.180.

(43) Krausnick, S.295 f.; Hilberg, S.160 ff.; Majer, S.577 f. しかし約50万人のユダヤ人労働義務者のうち，10万人弱しか労働しておらず，対象は限定されていた。Reitlinger, S.57 ff., 77.

(44) Enno Georg: *Die wirtschaftlichen Unternehmungen der SS*, Stuttgart 1963, S.91 ff.; Krausnick, S.339 f., 345 ff.; Hilberg, S.179 ff., 369 ff.; Majer, S.556.

った。すでに独ソ戦開始前に，作戦地でのユダヤ人射殺命令が行動部隊の任務として口頭で伝えられていた。行動部隊は5ケ月間で約50万人ものソ連・ユダヤ人を射殺している。[45] 東部占領地域では，戦争経済を配慮することなく，ユダヤ人を殺害する方針が同年11月には確認され，42年にはユダヤ人殺害行動はさらに拡大した。特にゲットー・ユダヤ人に対して殺害行動が展開された。[46]

一方ドイツ・ライヒでは，1941年7月末，ゲーリングは「ヨーロッパ・ユダヤ人問題の最終的解決」の準備をおこなう権限をハイドリヒに与えた。[47] それに基づいてハイドリヒは，同年晩夏ないし初秋に，毒ガスによる殺害方法の利用を決定している。9月18日，ヒムラーは，ライヒを「ユダヤ人のいない」地域にするというヒトラーの希望に基づき，まずユダヤ人を総督府に追放して，次に，そこから東方へ移送する計画を明らかにした。編入地域のウッジ・ゲットーにユダヤ人を集中させるべく，10月，ライヒでユダヤ人の大量追放が始まった。[48]

このように，地域によってユダヤ人政策は大きく異なっていた。

第二章　ソ連人の労働動員とユダヤ人虐殺——1941年秋から42年秋まで——

第一節　ソ連人の労働動員

ナチス・ドイツは，戦況と労働市場状況，総じてドイツ戦争経済のおかれた状況に対して，人種論的・イデオロギー的観点と経済的観点の二つの原理に立脚しながら，ソ連人労働者の労働動員に突入していった。[49]

ヒトラーは1941年10月30日，「ソ連人戦時捕虜の労働力もその大量動員によって戦争経済の必要に広範に利用されねばならない」と命じた。[50] 翌月7日，ゲーリングはこの総統布告のための細則を定めた。鉱業部門へのソ連戦時捕虜優先的配置という軍需的観点をソ連人労働者政策の中心におき，また，ソ連人戦時捕虜のみならずソ連民間人をもドイツで労働動員することになった。これに応じて，ソ連人戦時捕虜の労働配置のための肉体的・職業的選別が導入された。[51] これは，ソ連人労働者の労働力としての価値がはじめて認められ，経済的観点が優位に立ったことを示している。[52]

---

(45) Krausnick, S.299 f.; Hilberg, S.201 ff., 211 ff.

(46) Krausnick, S.310 ff.; Hilberg, S.263 ff., 276 f.; Dok. 3663-PS, in: *IMG*, Bd.32, S.435 ff.

(47) Dok.710-PS, in: *IMG*, Bd.26, S.266 f.

(48) Krausnick, S.308; Hilberg, S.154 f. ただし，軍需工業に従事しているユダヤ人労働者については，軍需監督局と労働局の許可なしには追放しないことが41年10月23日に決められた。Hilberg, S.309.

(49) 矢野久「外国人労働者の強制連行・強制労働——1941/42年を中心に——」『1939——ドイツ第三帝国と第二次世界大戦』(同文舘，1989年)。それに対し Drobisch/Eichholtz, S.631.

(50) Dok.EC-194, in: *Trials of War Criminals before the Nuerenberg Military Tribunals under Control Council Law*, Washington 1949-1954, vol.VIII, p.399.

(51) NI-514; Dok. EC-1193-PS, in: *IMG*, Bd. 27, S. 56 ff.; Dok. 1206-PS, in: *IMG*, Bd.27, S.65 ff.; Phalmann, S.95; Streit, S.205; Herbert: *Fremdarbeiter*, S.142; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S.199.

ゲーリング細則はさらに，先述した「ポーランド人布告」を範として，ソ連人労働者を一層弾圧的に取扱う方針を明示していた。[53] 42年2月20日にはヒムラーは「東方労働者布告」を公布し，ソ連民間人に対する規制措置を講じ，このゲーリング細則を具体化した。閉鎖的移送と集団労働，鉄条網で囲まれたバラックでの収容，Ost マークの付帯などを決めた。[54] 彼らの監視はゲシュタポの権限とされた。東欧諸民族のライヒでの労働動員に否定的であったライヒ保安本部は，配下のゲシュタポの機能変更に伴い，治安警察上・政治上・人種論的観点から取扱うという条件で，彼らのドイツでの労働動員を承認するにいたった。「東方労働者布告」はその法的な基礎となった。[55]

第二節　ユダヤ人虐殺政策

ソ連人労働者をドイツ・ライヒで労働動員することを決め，したがって，充分な労働力供給源を確保する可能性を獲得した，まさにその1941年後半期は，ドイツ・ライヒではユダヤ人を総督府へ追放するプロセスが始まり，総督府ではゲットーへのユダヤ人集中化が進行し，ソ連占領地域では行動部隊がユダヤ人を大量に射殺していた時期にあたる。この時期に，ユダヤ人を絶滅収容所に送って一酸化炭素ガスで絶滅させることを決定していたが，ただし，ライヒのユダヤ人労働者の中でも，「閉鎖的な労働配置がおこなわれているユダヤ人で，国防経済上の理由から追放の許可が与えられない者」は，家族も含め追放の対象とはしない，という治安警察・保安部長官のユダヤ人追放方針が41年12月19日布告された。[56]

また総督府では，フランクが41年12月16日，ポーランド総督府も「ユダヤ人のいない」地域にすべきとした。[57] 約160万人を数える総督府ユダヤ人の絶滅収容所への移送はすでに始まっていた。41年10月末にはヘウムノ絶滅収容所の建設，翌月には「ラインハルト作戦行動」によるベウジェツ絶滅収容所の建設が始まり，翌年春にはソビボール，トレブリンカ絶滅収容所も完成し，大量殺害システムが完了していった。[58]

1942年1月20日に開催された「ヴァンゼー会議」で，ハイドリヒは各省庁担当官に，実質的には開始されていた「ヨーロッパ・ユダヤ人問題の最終的解決」の準備のための全権が自分にあることを表明した。ここで「最終的解決」が決定されたというわけではない。「ユダヤ人問題の最終的解

---

(52) Streit, S.204 f.; Herbert: *Fremdarbeiter*, S.141.

(53) Dok. 1193-PS 以外に，Streit, S.206 f.; Herbert: *Fremdarbeiter*, S.142 f.; Eichholtz: "Vorgeschichte", S.346 f.; ders.: *Kriegswirtschaft*, II, S.190 ff.

(54) Dok. 3040-PS, in: *IMG*, Bd.31, S.500 ff.

(55) Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 154, 157.

(56) Dok. 061-L, in: *IMG*, Bd.37, S.490.

(57) Dok.2233 -PS, in: *IMG*, Bd.29, S.503.

(58) Adalbert Rückerl (Hrsg.): *Nationalsozialistische Vernichtungslager im Spiegel deutscher Strafprozesse. Belzec, Sobibor, Treblinka, Chelmno*, München 1977, passim.

決」で問題となったのは，「混血」「混合婚」ユダヤ人の扱いと並んで「東方へのユダヤ人追放」措置であった。[59]

そこで浮上したのが労働能力のあるユダヤ人とないユダヤ人の区別であり，労働能力なきユダヤ人の「絶滅」はすでに始まっていたため，労働能力のあるユダヤ人をどうするかであった。「東方へのユダヤ人追放」は，労働能力なきユダヤ人には絶滅収容所への移送を意味したが，労働能力のあるユダヤ人には，「東方での労働配置」，つまり，大規模労働班による道路建設などでの労働配置が考えられていた。しかし当面の問題としては，「戦争に重要な経営に配置されているユダヤ人は代替がないかぎりは追放させない」ということであった。[60]

ヒムラーもユダヤ人熟練労働者については，特別な形で労働配置する方針へ転換した。1942年1月26日，ヒムラーは，強制収容所での「大規模経済事業と課題」のために，15万人のユダヤ人を4週間以内に強制収容所に収容するよう命じた。[61] このヒムラーの命令は，第一に，労働能力のあるユダヤ人を強制労働の対象にすること，第二に，これらユダヤ人を強制収容所に収容すること，第三に，強制収容所で経済事業をおこなうことの三つを志向するものであった。[62] 注目に値する点は，ユダヤ人政策と強制収容所政策とがこの時点で結合したということである。

追放対象とはならないユダヤ人労働者は，すでに述べたように1941年末には「閉鎖的な労働配置」という条件がつけられていたが，42年3月上旬には，「戦争に重要な経営」に従事するユダヤ人労働者は追放させないという形に変化した。[63] 3月末にも，「戦争に重要な経営に就業するユダヤ人は当分の間基本的に追放させない」ことが，ゲーリングによって確認された。[64]

---

(59) *Die Ermordung der europäischen Juden*, hrsg.v. Peter Longerich, München 1989, S.83 ff.

(60) *Ermordung*, S.85 ff.; Krausnick, S.322 ff.; Hilberg, S.285; Falk Pingel: *Häftlinge unter SS-Herrschaft. Widerstand, Selbstbehauptung und Vernichtung im Konzentrationslager*, Hamburg 1978, S.139; Herbert: "Arbeit und Vernichtung. Ökonomisches Interesse und Primat der 'Weltanschauung' im Nationalsozialismus", in: *Europa und der >>Reichseinsatz<<. Ausländische Zivilarbeiter, Kriegsgefangene und KZ-Häftlinge in Deutschland 1938-1945*, Essen 1991, S.400 f.

(61) Heinz Kühnrich: *Der KZ-Staat. Die faschistischen Konzentrationslager 1933-1945*, Berlin 1983, S. 108.

(62) *Kommandant in Auschwitz. Autobiographische Aufzeichnungen von Rudolf Höß*, eingeleitet und kommentiert von Martin Broszat, Stuttgart 1958, S.155 f.; Martin Broszat: "Nationalsozialistische Konzentrationslager 1933-1945", in: *Anatomie des SS-Staates*, Bd.2, München 1982 (1967[1]), S.108; Herbert: "Arbeit und Vernichtung", S.402. ヒムラーのこの命令は，ヴァンゼー会議で目標とされた1,100万人のユダヤ人の「東方への追放」のうち，300万人のユダヤ人を新しい労働力として見込むということ意味した。*Ermordung*, S.85; Hermann Kaienburg: *"Vernichtung durch Arbeit". Der Fall Neuengamme. Die Wirtschaftsbestrebungen der SS und ihre Auswirkungen auf die Existenzbedingungen der KZ-Gefangenen*, Bonn 1991, S.296 f.

(63) Dok. 061-L, in: *IMG*, Bd.37, S.491 f.

(64) Dok. 061-L, in: *IMG*, Bd.37, S.493.

軍需生産にたずさわるユダヤ人熟練労働者問題は，労働力不足に直面して導入されたソ連人労働者労働動員が困難となる中で，労働力不足状況にいかに対処するかという戦争経済の要請と，すでに展開しているユダヤ人絶滅政策とのはざまに存在していた。この両者を結合する方策として，強制収容所が独自の役割を担うことになった。

第三節　強制収容所管理体制の成立と経済再編成

SS 経済管理本部の成立

1942年1月26日のヒムラーの命令に表現された，先の三つの課題を実現するためには，SSはナチス体制の中でそれを可能にする権力基盤を保持する必要があった。とりわけ，三つの課題の「要」的存在は，強制収容所であった。それゆえSSは，自己の組織再編と強制収容所の再編とを結合させて，自己の権力基盤を拡大しようとした。42年2月1日，SSはその重要な二部局を「経済管理本部」に統一した。翌3月，ヒムラーは，軍需生産への囚人労働配置の要求に対応できるように，ポールに強制収容所体制の再編を委ねた。その結果，強制収容所監督局がD部として経済管理本部に編入され，3月16日にポールが経済管理本部長に任命された。[65] このD部第II課が囚人労働配置を担当し，[66] これによって，SS経済管理本部長が強制収容所囚人の労働配置の決定権をもつことになった。その後，ザウケルが労働配置総監に任命されており，ザウケルは強制収容所囚人労働配置をその権限の中に組み入れることができなくなった。[67]

この制度変更が，強制収容所ならびに強制収容所囚人を軍需生産に利用するということとセットになっていたことが重要である。経済管理本部の組織編成と同日，SSと軍需省代表者が軍需完成品製造の強制収容所への移転問題を協議し，強制収容所が軍需品製造を実験的に引受ける協定を結んだ。これを受けてSSは，強制収容所囚人の約3分の1に相当する25,000人の囚人を労働配置する準備を開始している。[68]

しかしSSは，これまでのような非経済的条件での強制収容所囚人の労働配置[69]を見直さざるをえ

---

(65) Georg, S.39; *Trials of War Criminals*, Vol.5, S.331ff.; Pingel: Häftlinge, S.123; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S.222; Miroslav Karny: "Das SS-Wirtschats-Verwaltungshauptamt", in: >*Deutsche Wirtschaft*<. *Zwangsarbeit von KZ-Häftlingen für Industrie und Behörden*, Hamburg 1991, S.156; Broszat, S.110; Gerd Wysocki: *Arbeit für den Krieg. Herrschaftsmechanismen in der Rüstungsindustrie des "Dritten Reiches"*, Braunschweig 1992, S.137.

(66) Georg, S. 30 f.; Broszat, S.110ff.; Herbert Obenaus: "Konzentrationslager und Rüstungswirtschaft. Der Einsatz von KZ-Häftlingen in Industriebetrieben Hannovers", in: *Verfolgung — Ausbeutung — Vernichtung. Die Lebens- und Arbeitsbedingungen der Häftlinge in deutschen Konzentrationslagern 1933-1945*, hrsg. von Ludwig Eiber, Hannover 1985, S.164.

(67) Herbert: "Arbeit und Vernichtung", S.402. 矢野「強制連行・強制労働」215頁。同「戦時期におけるナチス強制収容所」『三田学会雑誌』89巻，2号（1996年7月）107頁以下。

なくなった。1942年4月30日，ポールは，強制収容所の指導責任を付与された強制収容所長に，経済的効率性と労働能率に配慮することを義務づけた。戦争によって強制収容所が「構造変化」し，囚人労働配置に関する強制収容所の任務が「根本的に変化」したという認識から，囚人労働力の経済的利用を前面においたのである。[70] しかしその一方で，同じポールの命令は，労働時間は「無制限」とし，点呼や食事時間を制限すべきだとして，労働能率を前面に押し出しつつ，肉体的に衰弱させることで囚人を抑圧するやり方を強制収容所の収容条件として維持していた。ポールは，非経済的な収容条件を維持したままで，囚人の労働能率向上をめざそうとしたのである。[71] 強制収容所の中心的機能は，依然として強制収容所囚人の労働力を「使い果たす」ことにあった。強制収容所囚人の個々の労働力は容易に代替可能であるという前提があったからである。[72]

労働配置総監の設置

1942年2月8日，シュペーアが軍需相に就任し，軍需省の指導と統制下での労働力規制の全権を要求し，軍需工業での労働配置問題での指導を引き受け，[73] さらに3月21日には「労働配置総監」が設置され，これまでの労働省を核とする労働配置行政機構がここに統轄されるにいたった。ここにシュペーア＝ザウケル体制が成立した。[74] このナチ国家指導部による労働配置行政の再編は，SSの強制収容所囚人労働力管轄決定の後であった点は，留意するに値する。

労働配置総監ザウケルは，東部占領地域から民間人を早急かつ大規模にライヒへ移送することを課題とし，100万人の移送を計画した。[75] 42年4月20日，ザウケルはソ連人労働者のドイツへの大規模「労働動員計画」を策定し，労働力調達の重点を東部占領地域のソ連人戦時捕虜と民間人においた。[76] 同時に，ソ連人戦時捕虜の大量死を阻止し，ソ連民間人を含めたソ連人労働者の栄養状態を改

---

(68) *Konzentrationslager in Hannover. KZ-Arbeit und Rüstungsindustrie in der Spätphase des Zweiten Weltkriegs*, Hildesheim 1985, Teil I, S.24; *Deutschlands Rüstung im Zweiten Weltkrieg*, hrsg.v. Willi A Boelcke, Frankfurt a.M. 1969, S.79; Albert Speer: *Der Sklavenstaat. Meine Auseinandersetzungen mit der SS*, Frankfurt a.M./Berlin/Wien 1981, S.34 f.; Pingel: *Häftlinge*, S. 125 f.; Walter Nassner: *Neue Machtzentren in der deutschen Kriegswirtschaft 1942-1945*, Boppard 1994, S.300 f.; Kaienburg, S.237 ff.

(69) 矢野久「ナチス強制収容所の史的展開――その成立から1941年まで――」『大原社会問題研究所雑誌』423号（1994年2月），14頁以下。Naasner, S.268.

(70) Dok. 129-R, in: *IMG*, Bd.38, S.364ff.

(71) Dok. 129-R, in: *IMG*, Bd.38, S.364 f.

(72) Pingel: *Häftlinge*, S.131; Naasner, S.269; Kaienburg, S.233.

(73) Eichholtz: "Vorgeschichte", S.365 ff.; ders.: *Kriegswirtschaft*, II, S. 202 f.

(74) *Reichsgesetzblatt*, I, 1942, S. 179 f.; Eichholtz: "Vorgeschichte", S. 369 f.; Dok. 3352-PS, in: *IMG*, Bd.32, S. 200 ff.; Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 153 f.

(75) Dok. 382-USSR, in: *IMG*, Bd.39, S.495; Dok. 318-EC, in: *IMG*, Bd.36, S.312.

(76) NI-1069; Dok. 016-PS, in: *IMG*, Bd.25, S. 62 f.; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S. 205.

善する経済的観点を，人種論的観点に対して優位におく政策への方向転換を意味するものでもあった。[77]

1942年春から夏までにおいては，東部占領地域からの労働力供給が重要な意味をもっていたものの，それ以降は戦況によって，東部占領地域の意義が低下している。新規連行数の45%にしかすぎなくなっている。[78] それでも，戦時捕虜の軍需経済的意義は重要であった。戦時捕虜は鉱業，鉄・金属業に重点的に配置されたからである。[79]

しかし，人種論的観点の放棄を意味するものではなかった。まさに1942年夏に，SS 内部で，「東方全体構想」をめぐる議論が活発化していた。「東方諸民族」の東方への大量移送をおこなうことを基本的目標とすることを確認した，すぐれてイデオロギー的構想であった。[80] こうして，42年夏以降，ナチスの政治的・人種論的原理を損なうことなく，ソ連人労働力を大量労働動員する体制が確立した。[81]

第三章　ユダヤ人絶滅政策の転換と強制収容所の機能変更――1942年秋以降――

第一節　ユダヤ人絶滅政策の展開とユダヤ人熟練労働者

絶滅収容所での大量殺害システムの完了，ゲットーの解体と絶滅収容所への大量移送の進行過程で，ナチ国家指導部が頭を悩ませたのは，総督府のユダヤ人住民の10～15%に相当するユダヤ人熟練労働者をどのように扱うかであった。[82] 軍需工業，軍部，軍需監督局などが，軍需経営からユダヤ人労働者が移送されるのを阻止しようとしたからである。これを背景に，ユダヤ人に関する全権を委譲されていた総督府上級 SS・警察指導者クリューガーは，1942年7月17日，これらユダヤ人労働者を SS の管理におき，経営あるいはその傍に建てられたバラックに「営舎」形態で住まわせることを条件として，軍需経営のユダヤ人労働者はそのまま就業させておくことに同意した。[83]

---

(77) Dok. 294-PS, in: *IMG*, Bd.25, S. 338; Streit, S. 136.

(78) Dok. 1739-PS, in: *IMG*, Bd. 27, S. 573 ff., 578 ff.; Pfahlmann, S. 133 ff.; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S.209. それに対しイタリア人労働者の意義が増大した。それについては矢野「強制連行・強制労働の日独比較」『季刊戦争責任研究』第33号（2001年秋季号），21頁。

(79) Pfahlmann, S. 137 f.

(80) Eichholtz: "Der 'Generalplan Ost'. Über eine Ausgeburt imperialistischer Denkart und Politik (mit Dokumenten)", in: *Jahrbuch für Geschichte*, Bd. 26, 1982, S.228; Helmut Heiber: "Der Generalplan Ost", in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, Bd.6, 1958, Dok. 2, S. 297 ff.; Rolf-Dieter Müller: "Industrielle Interssenpolitik im Rahmen des 'Generalplans Ost'", in: *Militärgeschichtliche Mitteilungen*, XXIX, 1981, S.112.

(81) Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 178 f.

(82) Krausnick, S.339f.; Hilberg, S.369f.; Kaienburg, S.248.

(83) Dok.2233 - PS, in: *IMG*, Bd.29, S.572; Dok. 018-L, in: *IMG*, Bd.37, S.393 ff.; Krausnick, S.345 f.

しかしその翌日，アウシュヴィッツ強制収容所訪問に際し，ヒムラーは，自分の命令した治安警察上の作戦行動は決して停止させないこと，アウシュヴィッツ強制収容所のビルケナウ収容所を早期に拡大し，さらに，労働能力なきユダヤ人囚人は殺害することを命じた。[84] 翌日にはさらに，クリューガーに，総督府の全ユダヤ人住民の移住を年末までに実施・完了するよう命じた。[85]

このように，1942年夏には，総督府では，全く相反するユダヤ人政策が展開した。こうした状況に直面して，8月15日，総督府のユダヤ人追放問題に関して，総督府の軍需監督局とSSとの間で協議が開催された。その結果，ワルシャワ・ゲットー撤去に際し，軍需・戦争関連の完成品製造に就業する21,000人のユダヤ人労働者は年末までは追放せず，国防軍ないし軍需監督局から直接発注の軍需経営に働くユダヤ人労働者は追放から免除するものとされた。[86] しかし，その2日後の8月17日，クリューガーはワルシャワ・ゲットーを全面的に解体し，この協定を無効にした。そして翌月5日，国防軍統合司令部長官カイテルは，ユダヤ人労働者をポーランド人によって代替するよう命令し，ユダヤ人労働者は全面的に総督府から追放されることとなった。[87] しかしこれは軍部の反対をひきおこした。

このように，総督府におけるユダヤ人熟練労働者政策は権力対立の様相を呈しただけではなく，ユダヤ人熟練労働者の運命をも左右するものであった。ユダヤ人労働者の労働力利用は，主として総督府に重点がおかれていたため，なおのこと，人種論的原理と経済的原理との対立が熾烈をきわめたのである。1942年9月までの総督府ユダヤ人労働者の労働配置政策は以下のように特徴づけられる。第一に，ポーランド人・ウクライナ人をライヒで労働動員するために，代替としてユダヤ人を雇用し，そのためにユダヤ人労働収容所建設が命じられていたこと，第二に，ユダヤ人労働者を軍需経済に動員するために，ユダヤ人労働者だけを就業させる「閉鎖的経営」を建てることが命令されていたことである。[88]

1942年9月現在での総督府の工業労働者総数は100万人を超えていた。そのうち30万人がユダヤ人で，しかも3分の1が専門労働者であった。それゆえ，ユダヤ人労働者の即刻追放は，軍需経済的にも大幅な生産能力の低下を意味した。[89] ヒムラーは，42年10月9日，武器工場や自動車工場など軍需経営のユダヤ人労働者だけを段階的にポーランド人によって代替し，将来追放するよう命令した。[90] しかし，軍需経営のユダヤ人労働者をめぐる議論の末，10月17日の協定で，彼らの統一的取扱

---

(84) Danuta Czech: *Kalendarium der Ereignisse im Konzentrationslager Auschwitz-Birkenau 1939-1945*, Reinbek 1989, S.251; Höß: *Kommandanten*, S.177 ff.

(85) *Europa untern Hakenkreuz: Die faschistische Okkupationspolitik in Polen (1939-1945)*, Berlin 1989, S.227; Krausnick, S.346; Naasner, S.360.

(86) Hilberg, S.366 ff.; Krausnick, S.347; Speer, S.363.

(87) Krausnick, S.348; Speer, S.363.

(88) *Europa unterm Hakenkreuz (Polen)*, S.235 f.

(89) *Europa unterm Hakenkreuz (Polen)*, S.235f.; Speer,S.365 f.; Krausnick, S.349 ff.

規制が布告された。ユダヤ人労働者は地区のSS・警察指導者の統制下に入るが，経営側がユダヤ人労働者専用の宿営，食事を提供し，労働能力の維持に応じた宿営，衣服，医療をおこなうとされた。[91] 国防軍の注文を受けない企業にはユダヤ人労働者の就業を禁止し，国防軍の注文を受ける企業も，ユダヤ人労働者を段階的に削減し，その一方で，戦争生産に必要なユダヤ人労働者のみを最低限で維持する緊急規則であった。[92]

1942年7月19日のヒムラーの総督府ユダヤ人追放命令は，原則において維持され，その対象は拡大されていったが，完全実施は労働力不足状況下では困難であった。特に熟練労働者は地域レベルでの協定によって特別扱いされた。[93]

一方ドイツ・ライヒのユダヤ人に対しては，1942年3月13日，党官房長ボルマンはシュペーアの提案に基づき，「軍需経営指導者が将来ユダヤ人を就業させても」，非難されないよう保護することを全国指導者に布告した。同3月27日，ゲーリングは「戦争に重要な経営」に就業するユダヤ人労働者を「当分の間基本的にもはや追放の対象としない」と命令した。[94] ライヒのユダヤ人労働者の労働動員に対しては強い批判がなされていたが，42年晩夏までは，彼らを軍需工業から追放する措置は講じられなかった。

さらに，1942年11月中にルブリン地区のポーランド人を強制移住させ，民族ドイツ人を植民させる治安警察・保安部長官提案に基づいて，同11月26日，ザウケルは，治安警察・保安部と協力して，就労ユダヤ人をライヒから追放し，総督府から強制移住させられるポーランド人によって代替させることを命じた。しかし経営は，ポーランド人による代替まで，ユダヤ人熟練労働者を維持できるものとした。[95]

このように，1942年におけるユダヤ人絶滅政策の貫徹と軍需生産に従事するユダヤ人熟練労働者の確保との間の対立は，結局42年8月には，総督府からはユダヤ人を全面的に「追放」するという形で結着した。一方，その時点では軍需生産に従事するライヒのユダヤ人熟練労働者は追放の対象とはならなかった。

---

(90) *Europa unterm Hakenkreuz (Polen)*, S.236; Hilberg, S.369; Krausnick, S.351 f.; Speer, S.367 ff. 国防最高司令部も翌日，このヒムラーの命令を「方針」として伝達した。

(91) Dok.018-L, in: *IMG*, Bd.37, S.398 ff.

(92) Georg, S.91; Krausnick, S.354; Hilberg, S.370. ほとんどのSS労働収容所はルブリン地区にあり，1943年に約10の労働収容所が存在し，45,000人の収容者がいた。

(93) ドイツ・ライヒの中央機関から発せられるユダヤ人追放命令に従っていた総督府は，43年5月になるともはや受け身的な立場に立たなくなった。総督は，特殊労働者，精密機械工，その他熟練のある手工業者などのユダヤ人労働者を追放しないよう要請している。*Diensttagebuch*, 31.5.1943, S.682; 9.12.1942, S.588.

(94) Dok.061-L, in: *IMG*, Bd.37, S.493; Krausnick, S.318; Hilberg, S.310. 3月31日シュペーアもこれを全国の指導者に送った。Speer, S.348.

(95) Dok. 061-L, in: *IMG*, Bd.37, S.495 f.; Krausnick, S.318; Hilberg, S.310.

第二節　軍需生産へのSSの介入と挫折

1942年春には経済再編に先立って，少なくとも強制収容所囚人の労働配置については自己の管轄下におくことが可能となり，さらには，軍需生産にも一定の足がかりを保持しようとした，ヒムラーとSS経済管理本部は，42年秋には，ライヒの強制収容所で軍需完成品製造をおこなうことができるよう，特に軍需相シュペーアに積極的に働きかけた。実際9月9日，シュペーアから大規模軍需事業をSSに委託する旨の了承を獲得した。[96] さらに9月15日には，追放予定のユダヤ人労働者を収容するため，アウシュヴィッツ強制収容所を拡張する問題，また，強制収容所が大規模軍需事業を引き受ける問題の二つを協議にもち込むことに成功している。協議の結果，軍需省と経済管理本部とは，強制収容所囚人，特にアウシュヴィッツ強制収容所のユダヤ人囚人を軍需生産のために大規模利用することで意見の一致をみた。シュペーアは，そのために全体で132,000人収容可能にするアウシュヴィッツ強制収容所拡張計画を認めた。[97]

しかしこの9月15日の協定は，SSが独自の生産計画に基づく強制収容所内部での軍需生産の本格的展開を阻止するものであった。協定は，軍需経営内部で強制収容所囚人による生産をおこなうこと，囚人労働統制権は軍需経営と軍需省におくこと，SSは強制収容所を軍需生産拡大の手段にすることを阻止されたこと，その一方で，「東方への追放」対象のユダヤ人は当面は虐殺の対象とせず，ライヒで軍需労働をおこなわせることを意味した。[98]

しかし，大規模軍需事業をSSが引き受けることを前提に，ユダヤ人強制収容所囚人をライヒで労働動員する方針をもっていたSSは，SS本来のイデオロギーに復帰し，わずか数日でこの9月15日協定を再度協議の対象とした。[99] 9月20日から2日間開催された総統大本営での協議の結果，SSによる強制収容所での軍需生産という問題については，強制収容所囚人を働かせる軍需経営へのSSの介入，さらに軍需完成品製造へのSSの介入は共に排除し，軍需経営は従来通り軍需省の権限下におくこと，強制収容所囚人は私企業に労働力として貸与するという原則が確定した。[100] ライヒの強制収容所に建設された軍需工場で5万人のユダヤ人囚人を労働させる構想に関しては，ライヒの軍需経営からはユダヤ人を追放し，「外国人労働者」によって代替することを意味した。[101]

---

(96) Speer, S. 38f.

(97) NIK-15392; Speer, S. 39; Pingel: *Häftlinge*, S.276 f.; Naasner, S.304; Kaienburg, S.244; Hilberg, S.629.

(98) Gregor Janssen: *Das Ministerium Speer. Deutschlands Rüstumg im Krieg*, Berlin/Frankfurt a. M./Wien 1968, S.69, 98 ff.; Pingel: *Häftlinge*, S.276; Boelcke: *Deutschlands Rüstung*, S.188; Speer, S.62; Naasner, S.301 f.; Kaienburg, S.237 ff.; Karny, S.159.

(99) NI 1626; Hilberg, S.312; Pingel: *Häftlinge*, S.276 f.

(100) Dok.124-R, in: *IMG*, Bd.38, S.359 f.; Boelcke: *Deutschlands Rüstung*, S.187 f.; Speer, S.41 ff.; Karny: "SS-WVHA", S.160; Herbert: "Arbeit und Vernichtung", S.406. 実際には守られていなかった。Exhibit Speer-37, in: *IMG*, Bd. 41, S.457; Dok. Speer-37, in: *IMG*, Bd.41, S.451 ff.; Kaienburg, S.245.

こうして，独自の軍需生産計画を展望していたSSは，その意図を阻止された。SSは，工場の傍に強制収容所の補助収容所（支所）を建設して，強制収容所囚人を収容し，そこから工場に派遣するというやり方で，ドイツ軍需経済に関与することとなった。こうして，強制収容所の基幹収容所を核として，補助収容所の網の目が形成されることとなった。(102)

第三節　強制収容所囚人数の増加策

最終的に1942年9月20/22日の決定によって軍需生産への介入を阻止されたSSは，強制収容所囚人数を増加させることにすでに政策の重心を移動させていた。その任務は，SSの中でも経済管理本部ではなく，ライヒ保安本部の手中にあった。

ドイツ・ライヒの刑務所などに収容されているポーランド人，ソ連人やユダヤ人などに目をつけたヒムラーは，1942年9月18日，法務相ティーラクと協議し，「ライヒ法務相の決定によって3年以上の刑罰を科された治安拘禁者，ユダヤ人，ロマ，ロシア人，ウクライナ人，ポーランド人，8年以上の刑罰を科されたチェコ人とドイツ人を全員」，SS全国指導者ヒムラーに引渡すものとした。また，ユダヤ人，ポーランド人，ロマ，ロシア人，ウクライナ人が刑事事件を起こせば，SS全国指導者によって処理することについても，意見の一致をみた。(103)

すでに1942年1月にはゲシュタポがポーランド民間人の違反行為を追跡する権限を掌握し，2月には，ソ連民間人の違反行為に対して追跡権限を確保しており，また，強制収容所送りあるいは「処刑」に処すことが可能となっていた。(104) したがって，この9月18日の協定は，新しい事態の到来ではなく，SS権限の拡大を意味する。この強制収容所収容拡大策の導入と並行して，9月29日，ヒムラーはライヒの強制収容所にいるユダヤ人をアウシュヴィッツとルブリンの二つの強制収容所に移送し，そこにユダヤ人囚人を集中させ，ライヒの強制収容所を「ユダヤ人のいない」場所にするよう命じた。(105) 強制収容所囚人数増加策とユダヤ人囚人の一部強制収容所集中策は一体のものであった点に留意する必要がある。

強制収容所囚人数増加策として，死亡率の低下も考えられる。42年4月に導入された食糧配給量

---

(101)　Speer, S.44, 346; Boelcke: *Deutschlands Rüstung*, S.189.

(102)　Pingel: "Das System der Konzentrationslager", in: *Verfolgung — Ausbeutung — Vernichtung. Die Lebens- und Arbeitsbedingungen der Häftlinge in deutschen Konzentrationslagern 1933-1945*, hrsg. von Ludwig Eiber, Hannover 1985, S.24; Pingel: *Hätlinge*, S.124 f.; Wysocki, S.138. Vgl. Obenaus, S.165.

(103)　Dok. 654-PS, in: *IMG*, Bd.26, S.201 ff.; Krausnick, S.320.

(104)　矢野「外国人強制労働への道」，92頁以下，矢野「強制連行・強制労働」21頁以下。Herbert: *Fremdarbeiter*, S.245; Majer, S.675 f.; Herbert: "Arbeit und Vernichtung", S.409; Kaienburg, S. 300.

(105)　Hilberg, S.319; Naasner, S.358.

の削減策，また劣悪な収容条件によって，囚人の死亡率は非常に高かった。42年6月から半年間で新規に約137,000人が収容されたが，高死亡率が原因で現存数は増加していない。[106] こうした事態に対しSSは，宿営や食糧分野で一連の措置を導入することによって，強制収容所囚人の死亡率を下げることで対処しようとした。

これに対応して，1942年12月末，経済管理本部は，強制収容所医師に対し，「監視と交換」によって労働能力を高く維持することを命じ，囚人の栄養状態をそれまで以上に監視し，改善策を導入することを命じた。この「監視と交換」による改善策も，労働能力なき病囚人や衰弱した囚人を殺害し，新規収容の囚人と「交換」する方策を意味するものであった。[107] 強制収容所の収容条件は形式的には変化したが，殴打罪なども廃止されたのではなく，制限されたにとどまったし，しかも，充分な数の囚人がいる強制収容所では，労働能力の維持に配慮する指令は無視されたままであった。[108]

SS指導部はむしろ，強制収容所囚人数の増加に重点をおいた。1942年12月14日，ヒムラーはゲシュタポに対し，43年1月末までに少なくとも35,000人の「労働能力のある囚人」を強制収容所に送り込むよう命令した。そのために，逃亡あるいは契約に違反した外国人労働者を強制収容所に収容し，警察留置所などから強制収容所への移送可能者を探すよう命じた。[109] ライヒ保安本部は，43年3月以降ソ連人戦時捕虜，さらに5月以降にはポーランド民間人を強制収容所に収容する権限をゲシュタポ地方組織に委ね，ライヒ保安本部への申請を不要化し，収容手続きを簡素化して，収容を容易とした。[110] 43年3月には，治安警察・保安部長官は，労働能力ある囚人と青年だけを強制収容所に収容するよう命じた。[111]

こうした命令を基に，ゲシュタポは，逃亡の試みなどに対し逮捕という形で強圧的に対応した。1943年1月から7月までに，167,574人を労働拒否ゆえに逮捕した。そのうちの大部分がポーランド人とソ連人で，強制収容所に送られている。[112] 総督府でも人間狩りは拡大されていった。長期の刑罰を受けた刑務所囚人を強制収容所に移送し，また，43年1月11日の大規模な逮捕命令により，強制労働者としてライヒへ送られなかった者や，ドイツ人とみなされなかった者を強制収容所へ収容した。全体としてSSは43年1月から8月までに約55,000人のポーランド人をマイダネク強制収容

---

(106) Kaienburg, S.303.

(107) NI-10815; Broszat, S.126, 129 f.

(108) Kaienburg, S.328; Naasner, S.293.

(109) Dok. 041-L, in: *IMG*, Bd.37, S.437ff.; Dok.1063(d)-PS, in: *IMG*, Bd.26, S.701 ff.

(110) Kaienburg, S.303.

(111) 東方諸民族は主としてマイダネクとアウシュヴィッツ強制収容所に，オランダの囚人はヘルツォーゲンブッシュ強制収容所に移送することを命じていた。Dok.041-L, in: *IMG*, Bd.37, S.439 ff.

(112) *Deutschland im Zweiten Weltkrieg (DZW)*, Bd.1-6, Koln 1974-1985, Bd.3, S.246; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S.289; Kaienburg, S.302. それによって，アウシュヴィッツ強制収容所を除くと，ソ連人，つづいてポーランド人が強制収容所の中で最大の集団になった。Pingel: *Häftlinge*, S. 282.

所へ送っている。[113]

こうして，1943年1月から8月までに，6万人以上の強制収容所囚人が死亡し，死亡者数が絶対的に増加する中で，強制収容所収容者数の増加によって，死亡率は43年春以降低下している。強制収容所囚人数が9万人から30万人へと激増する中で，強制収容所囚人の死亡率は9.89%から5.72%へと低下している。[114]

第四節　東部占領地域での労働力調達

ドイツの戦況が防衛戦に転化することで，戦時捕虜に捕捉される数が相対的に減り，また，ソ連人戦時捕虜が大量に死亡したため，1942年以降，戦時捕虜よりも民間人の比重が高くなった。[115] 42年に約148万人のソ連民間人，594,000人のソ連人戦時捕虜がライヒに送り込まれ，強制連行者全体の60%も占めている。[116]

労働配置総監は，ライヒへの動員数を急増させるべく，42年3月末，東部占領地域の文民・軍事行政地域からの労働力徴集をこれまでの3倍（60万人）に増加させることを命じた。[117] その基本構想は，ライヒへの外国人労働動員の源泉を東部占領地域においたことにある。[118]

しかし，1942年7月13日の時点で，東部占領地域の作戦地域から約50万人，文民行政地域から約50万人の民間人がライヒへ連行されていたものの，すでにこの時点で，労働力調達の成果には地域によって格差がみられた。[119] また，42年秋の時点で，労働力調達の仕方と，実際にライヒに連行されていったソ連民間人の労働力としての質について，疑問と批判が出されていた。[120]

1942年中頃以降，一つには，パルチザン活動，もう一つには，占領地域自体で労働力が必要とされていたという二つの要因が，こうした労働力調達の内実そのものと相互に関連して，東部占領地

---

(113) Kaienburg, S.305; Naasner, S.272.

(114) Broszat, S.126; Speer, S.74; Naasner, S.281.

(115) The United Syates Strategic Bombing Survey: *The Effects of Strategic Bombing on the German War Economy*, Washington 1945, p.34; Homze, pp.233; Streit, S.244 ff.

(116) Dok.1739-PS, in: *IMG*, Bd.27, S.581 ff. 矢野「強制連行・強制労働」202頁。Eichholz: *Kriegswirtschaft*, II, S.207, 209; Herbert: *Fremarbeiter*, S.160.

(117) Dok.383-USSR, in: *IMG*, Bd.36, S.310 ff.; *Die deutsche Wirtschaftspolitik in den besetzten sowjetischen Gebieten 1941-1943. Der Abschlußbericht des Wirtschaftsstabes Ost und Aufzeichnungen eines Angehörigen des Wirtschaftskommandos Kiew*, hrsg.v. und eingeleitet v. Rolf-Dieter Müller, Boppard 1991, S.319.

(118) Dok.016-PS, in: *IMG*, Bd.25, S.55 ff., ins.62 f. そのための労働力調達機構としては，762人のドイツ官吏と3,188人の現地住民が活動していたが，ドイツのソ連占領地域全体でみると，約500の労働局の存在が確認できる。R.-D. Müller: "Die Rekrutierung sowjetischer Zwangsarbeiter fur die deutsche Kriegswirtschaft", in: *Europa und der >>Reichseinsatz<<*, S.249.

(119) *Wirtschaftspolitik*, S.321. 矢野久「第二次世界大戦期ドイツの東部占領地域での労働力調達」(I)『三田学会雑誌』第85巻第2号（1992年7月），100頁。

域からのソ連民間人のライヒへの連行を困難にしていた。[121]

抜本的な労働力調達ならびに労働力政策の変更が迫られるようになったのである。それは，単に労働力調達の困難からのみ要請されたのではなく，すでに述べたように，国内の国民支配との関連でも必要とされていた。

第四章　労働総動員体制と外国人労働者政策の転換——1943年——

第一節　労働総動員体制

ヒトラーが1943年1月13日，「ライヒ防衛のための包括的労働配置布告」に署名した後，1月30日，宣伝相ゲッペルスが「総力戦」のための総動員体制を宣言することで，男女の別なくドイツ人を戦争経済に配置投入する「労働総動員」体制が敷かれることになった。[122] ザウケルも同年4月20日の宣言で，第一に，届出義務制によるドイツ人労働総動員，第二に，占領地での労働総動員を命じた。[123]

母性保護のために，ドイツ人女性の強制的労働動員をおこなわないとしていた一年前と比べると，宣言上では，労働力調達の歴史の中で一つの転換を意味したといえる。シュペーアが1943年1月26日の中央計画委員会で述べていたように，それは，「ドイツ全体の上層の生活水準を下げることになる。これは，戦争の長期化が進むと，我々は大まかにいえばプロレタリア化するということを意味する」ものであった。[124]

しかしこの「労働総動員」は文字通りの「総動員」ではなかった。妊婦，未就学児童をかかえる母，14歳以下の子供を二人もつ母は，「届出」義務から免除され，総動員の対象となる女性の範囲は限定されており，実際の「総動員体制」は構想されてはいなかった。[125] ザウケル自身が述べている

---

(120)　矢野「強制連行・強制労働」，221頁以下。Dok.145, in: *Europa unterm Hakenkreuz. Die faschistische Okkupationspolitik in den zeitweilig besetzten Gebieten der Sowjetunion (1941-1944)*, hrsg. v. Norbert Müller, Berlin 1991, S.366; Dok.018-PS, in: *IMG*, Bd.25, S.745 ff.; Dok.294-PS, in: *IMG*, Bd.25, S.338 f.

(121)　*Wirtschaftspolitik*, S.320 ff.; Dallin, S.449; Dok.116, in: *Europa unterm Hakenkreuz (Sowjetunion)*, S.313 ff.; R.-D. Müller: "Rekrutierung", S.239 ff.; *DZW*, Bd.4, S.486; Dok.123, in: *Okkupation, Raub, Vernichtung. Dokumente zur Besatzungspolitik der faschistischen Wehrmacht auf sowjetischem Territorium 1941-1945*, hrsg.v. Norbert Müller, Berlin (O), S.299. 矢野「労働力調達」(I)，101頁以下。

(122)　*Der zweite Weltkrieg. Dokumente*, Berlin 1972, S.186; Gersdorff, Dok.179, S.375 ff.; Günter Moltmann: "Goebbels' Rede zum Totalen Krieg am 18. Februar 1943", in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 12. Jg., 1964, S.22f.

(123)　Dok.1739-PS, in: *IMG*, Bd.27, S.591; Dok. Sauckel-84, in: *IMG*, Bd. 41, S.231.

(124)　zit. v. Janssen, S.120.

ように，「いかなる事情があろうと」ドイツ人女性が「肉体的・心的健康を害さない」よう配慮しなければならなかった。[126] しかも，ドイツ人女性を労働動員する場合でも，パートタイム労働が適合的な形態であった。[127]

しかし一方，これまで就業していたドイツ人女性は，子供の数，年齢等一切考慮されずそのまま働き続けていた。それゆえ，「労働総動員」の対象となり，かつドイツ人女性に対する社会政策・労働政策上の特権の対象となったのは，主として労働する必要のなかったドイツ人女性であった。社会階層的には労働者層，下層中間層に属していた女性の多くは，すでに労働過程に投入されており，「労働総動員」の対象とならなかったが，社会政策・労働政策上の特権の対象ともならなかった。

労働総動員は，200万人のドイツ人女性と100万人のドイツ人男性を1943年6月末までに終了する計画であった。[128] 6月末までに「届出」された数は，女性304万8000人，男性54万4,000人で，合計359万2,000人であったが，そのうち，実際に労働過程に投入されたのは，126万人のドイツ人女性と10万1,000人のドイツ人男性，計136万1,000人であった。しかも，動員された女性の51.5%がパートタイムで就業していた。[129] しかし，労働配置された女性のうち，50万人（約40%）が再び動員から解除されている。[130]

第二節　国民支配の脆弱性

綿密に国民の反応を観察していた保安部は，すでに43年2月1日の報告で，この「届出義務」制が特に労働者層に「深い満足」を呼び起こしたが，国民はこの制度を「網目が広すぎる」ため，「少し失望の念」をもって受けとめ，「これまで労働配置されていなかった男女の労働動員の実施」に注目しているという。[131]「住民の大部分はまさに真の民族共同体が存在するかどうかの試金石，すべての人の区別なき労働配置に対する指導部の決意の試金石をみている。[132]」

---

(125) Winkler: *Frauenarbeit*, S.135; Maria-Luise Recker: *Nationalsozialistische Sozialpolitik im Zweiten Weltkrieg*, München 1985, S.183 f.

(126) Dok.PS-1739, in: *IMG*, Bd.27, S.611.

(127) Wolfgang Bleyer: *Staat und Monoole im totalen Krieg*, Berlin (O) 1970, S.118f.

(128) Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S.232.

(129) 部門別では軍需経済に56万7,000人（そのうち53万7,000人が女性），農業に28万7,000人（そのうち26万2,000人が女性），その他に50万7,000人（そのうち46万1,000人が女性）が配置された。*DZW*, Bd.3, S.217; Gersdorff, Dok.193, S.399; Bleyer, S.99; Hans-Jürgen Arendt: "Zur Frauenpolitik des faschistischen deutschen Imperialismus im zweiten Weltkrieg", in: *Jahrbuch für Geschichte*, Bd.26, 1982, S.309; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S.230. Herbst の推計では，136万1，000人のうち，パートタイムや労働能力を考慮すると実質的には，約91万2,000人になるという。Ludolf Herbst: *Der Totale Krieg und die Ordnung der Wirtschaft. Die Kriegswirtschaft um Spannungsfeld von Politik, Ideologie und Propaganda 1939-1945*, Stuttgart 1982, S.211.

(130) Gersdorff, Dok.206, S.423f.

(131) *MaR* v.1.2.43, Bd.12, S.4733.

ドイツ国民の眼には，社会的中・上流層の妻や娘が，医者の診断を得ようとしたり，快適な事務作業をうまくせしめようと，直接労働局や郵便局などに押しかけたり，コネのある企業あるいは役所で簡単な職員の仕事を引き受けて楽をしようとしたりして，労働義務から免れようとしているように見えていた。[133]「国民の立場と態度は，国民が動員令の実施について個人的に観察することよって得た印象にほとんどもっぱら依存している。[134]」

ドイツ国民，特に就労女性が全般的な労働総動員を要求したことは，ナチ国家指導部が実際に厳しく公平に実行するかどうかその意図と能力に対する懐疑にまで至るものであった。43年2月25日の保安部報告によれば，「ねたみ，不信と偏見は今ほど明らかになったことはない。」「下層の人々は実際の犠牲的精神から自分たちの労働配置に乗る気ではなく，国家によって敷かれた強制措置とみなしており」，「自分たちの労働配置を，『上流の御婦人方』……も工場労働その他に徴集されるかどうかに依存させると説明している」という。[135]

労働総動員発令当初にみられた，ドイツ国民の「満足」と「期待」は，「不平・不満と懐疑」に転化していった。就労女性たちは，労働動員されていない女性に対して，あるいは半日のパートタイム労働しかおこなっていない女性に対して，不平・不満をもつようになったばかりではない。[136] 1943年11月29日の党官房宛の保安部報告がしめしているように，女性労働動員が公平に実施されていないことが原因で，国民が「国家と党の指導的機関に対して懐疑的」になっていた。「戦争の負担の公平さと平等な配分が指導部への信頼の程度を決めるだろう。特に，指令が平等にあるいはトータルに実施されないならば，例外と『裏口』があり，人物を配慮せずに首尾一貫して断固として実施されないならば，信頼はぐらつくだろう。[137]」

1943年の一年間でドイツ国民の労働総動員体制への覚悟は消滅した。43年12月13日の報告によれば，「総力戦への呼びかけの当初にしばしば見出された，動員への女性の覚悟は，今や多かれ少なかれ消滅した。[138]」しかし，国民のこうした懐疑はナチ体制批判に転化したわけではなかった。外国人労働力の量的拡大の展望がなく，その一方で軍需生産は維持しなければならないというディレンマの中で，44年6月，ドイツ人女性の「届出義務」制の対象範囲の拡大が提案されたが，[139] 民意ではなく，ヒトラーの拒否に遭遇した。[140] 夏の戦況の不利な展開を契機に，ゲッペルスが「戦争総動員特

---

(132) *MaR* v.4.2.43, Bd.12, S.4751f.

(133) *MaR* v.8.2.43, Bd.12, S.4763; v.11.2.43, Bd.12, S.4789; v.11.3.43, Bd.12, S.4934.

(134) *MaR* v.11.3.43, Bd.13, S.4633.

(135) *MaR* v.25.2.43, Bd.12, S.4844.

(136) *MaR* v.5.4.43, Bd.13, S.5075 f.

(137) Bericht an die Parteikanzleiv.29.11.43, *MaR*, Bd.15, S.6065 f.

(138) SD-Berichte zu Inlandsfragen v.13.12.43, *MaR*, Bd.15, S.6133 f.

(139) Zweite Verordnung uber die Meldung von Männern und Frauen für Aufgaben der Reichsverteidigung vom 10.6.1944, in: *Reichsarbeitsblatt* I, 1944, S.224.

別全権」に任命され，新たに総動員体制への転換が意図された。これによって，ドイツ人女性の「届出義務」年齢が50歳に延長された。[141]

こうした転換は，世論にそれなりに影響を及ぼした。「総力戦の実施について大きな期待」を懐いていたのである。しかし，ドイツ国民の態度や意識での変化をもたらしたわけではなく，労働総動員に対する国民の期待と不満と批判の結びついた構造は変化することなく存続していた。[142] 1944年8月17日，保安部は世論動向の報告をおこなった。「全住民の期待は，……告示され，部分的にはすでに着手されている全体的な戦争動員の最もすみやかな実施にのみ置かれている。」女性の動員が「負担がみんなに公平に配分されているかどうかの試金石である。」[143]

こうした労働市場状況をもたらしたのは，労働力政策の背後に，ナチ・イデオロギーが存在していたからであるが，[144] 留意する必要があるのは，そのイデオロギー的な配慮の対象が就労女性ではなく，社会的上層の未就労女性であった点である。ナチ国家指導部は，就労女性に対して女性（母性）イデオロギーを配慮する必要性は考えておらず，社会階層によってナチ国家指導部の対応は大きく異なっていた。[145]

就労女性，階層的にはとりわけ労働者層と下層中間層の女性は，自分たちだけが労働せざるをえないことに対して不満を表明していた。彼女たちのこうした不平・不満から明らかとなるのは，労働動員が公平に配分されれば就労女性は労働するという態度の存在である。戦争経済のために労働力を調達しなければならなくなったナチス・ドイツにとっては，就労女性の労働力は重要であったが，この不平・不満をけっして無視できなかった。

ナチ国家指導部は，労働総動員体制を宣言すれば，ドイツ人女性の不平・不満を和らげうると考えていたが，しかし実際には，彼女たちの不平・不満は解消されなかった。ドイツ人女性労働力に対する企業側の消極的対応ともからんで，[146] ナチ国家指導部は，ドイツ人女性（母性）保護のイデオロギー的観点から，またドイツ国民の社会的同意の欠如に直面して，外国人労働者に対する徹底的動員を必要とし，同時に，ドイツ人全体を優位に置く人種的ヒエラルヒーに対応した政策の実践を

---

(140) Recker, S.267 f.; Winkler: *Frauenarbeit*, S.144 f.

(141) Dritte Verordnug über die Meldung von Männern und Frauen für Aufgaben der Reichsverteidigung vom 28.7.1944. in: *Reichsarbeitsblatt* I, 1944, S.168; Bleyer, S.125; Homze, pp.225; Recker, S.272 f.

(142) Meldungen über die öffentlichen Meinungsbildung v.28.7.44, *MaR*, Bd.17, S.6686; Meldungen aus den SD-Abschnittberichten v.10.8.44, *MaR*, Bd.17, S.6701 f.

(143) Meldungen über die Entwicklung in der öffentlichen Meinungsbildung v.17.8.44, *MaR*, Bd.17, S.6705 f.

(144) Janssen, S.226; Winkler: *Frauenarbeit*, S.187 ff.; Herbst, S.213 f.

(145) Arendt は階級的動機を強調している。Arendt, S.310.

(146) それについては Winkler: *Frauenarbeit*, S.187ff.; *MaR* v.11.3.43, Bd.13, S.4938; Schupetta, S.131 ff.

必要とした。少なくともナチ国家指導部はこうした政策実践に，国民に対するナチ支配の貫徹を展望したのである。

第三節　外国人労働者政策の転換

しかし労働力状況は，外国人労働力の抑圧的・徹底的な搾取のみでは，充分な労働能率を期待できないほど，外国人労働者の疲弊は進行していた。それゆえ，労働配置総監ザウケルは1943年1月初旬，外国人労働者配置に関し，外国人労働者を徹底的に動員しつつ，彼らから充分な労働能率を引き出すために，労働・生活諸条件の改善を要請した。これは，とりわけソ連人労働者を残忍に取扱う従来の労働配置政策から長期的な労働者政策への転換を意味するものであった。(147)

「労働総動員体制」への転換に伴い，ゲッペルスも，43年2月に，「ライヒで就業する外国人労働者の処遇に関する細則」を作成する権限を与えられた。(148) 4月中旬の「処遇に関する一般原則についての注意書き」において，ドイツ人との区別を前提に，戦争経済の長期的観点から，外国人労働力を十二分に活用し，労働能率を向上させるような処遇がうたわれた。その原則は，外国人労働者に対する「不正」，「虐待」などを禁止するばかりではなく，有刺鉄線の禁止，衛生的な宿営，食糧配給量の増加，健康上の看護など，労働意欲を促進する積極的な方策の必要性を強調するものであった。(149)

一方，外国人労働者の労働配置そのものは，強制収容所囚人を除いては，従来どおり，ザウケルを中心に展開され，1943年2月上旬には，外国人労働者の能率向上をめざすものへと変化していった。(150) 同年4月20日にザウケルは，占領地ならびにライヒの外国人労働者の労働配置と取扱い全般にわたる「宣言」を発表している。外国人労働者の中の「不良分子」を厳格に処罰する一方，効率的配置と利用を求め，外国人労働者の「処遇，食糧配給，宿営，賃金についてふさわしい規則と基

---

(147) *Handbuch für die Dienststellen des Generalbevollmächtigten für den Arbeitseinsatz und die interessierten Reichsstellen im Großdeutschen Reich und in den besetzten Gebieten, Bd.1,* Berlin 1944, S.233; *DZW*, Bd.3, S.233.

(148) *Wolt Ihr den totalen Krieg? Die geheimen Goebbels-Konferenzen 1939-1943*, hrsg.v. Willi A. Boelcke, Stuttgart 1967, S.443; Herbert: *Fremdarbeiter*, S.238ff. 矢野　久「第二次世界大戦期ドイツにおけるソ連人労働者の転換」(上)『三田学会雑誌』84巻3号（1991年10月），20頁以下。ここに，外国人労働者に関する権限の複合化が始まった。ザウケルを中心とした外国人労働者の「労働配置」とSS経済管理本部による強制収容所囚人労働配置という二重化に，ゲッペルスならびにライヒ保安本部の二つの軸による外国人労働者の「処遇」の二重化が加わった。

(149) Dok.315-PS, in: *IMG*, Bd.25, S.347 f.; Dok.205-PS, in: *IMG*, Bd.25, S.299 ff.

(150) Dok.1739-PS, in: *IMG*, Bd.27, S.588 f. 労働政策上の権限についても，1943年3月4日の総統布告により，本来，労働省の管轄にあった地方レヴェルの労働行政権限が労働配置総監に集中することになった。*Handbuch des GBA*, S.24. 3月17日，ザウケルは，東部占領地域から四ヶ月以内に約100万人の「東方労働者」をドイツに連行するように要請した。Dok.019-PS, in: *IMG*, Bd.25, S.79 ff.

準」を公布することを指令した。[151]

ここでは食糧配給を例に検討しよう。食糧配給政策では，戦争勃発から1942年春までは，ソ連人には「人間以下」の価値しか認めない人種論的観点が主要な役割を果たし，ライヒでのソ連人戦時捕虜の多くの「餓死」状況をもたらしていた。[152] 42年4月20日のザウケル「労働配置計画」で，最大の労働能率を引き出すべく外国人労働者の食糧配給量を決めることがうたわれたものの，[153] 実際には食糧配給量は削減されたままであった。むしろ，共同宿営施設で「晩作野菜を外国人労働者自身によって栽培させ」たりするような方策が考えられていたにすぎなかった。[154]

それに対し1943年4月中旬の「一般原則についての注意書き」では，ライヒに就業する外国人労働者の食糧配給量を「比較可能なドイツ人労働者の食糧配給を拠り所に」決定するものとされ，外国人労働者の食糧配給量増加への道が開かれることになった。[155]

しかし，すでに42年10月以降，個別大企業で「労働能率別食糧配給」がソ連人戦時捕虜・民間人を対象に実施され始め，43年には鉱業部門などでかなり普及していた。[156] この「労働能率別食糧配給」は，労働能率による食糧配給量を選別化し，全体として食糧配給量を一定に保つことを意味するものである。この方策は，43年末には軍需工業全体に普及していった。12月23日，シュペーアは，「二種類の食事」を与えることによって，労働能率の低い戦時捕虜を制裁し，労働能率の高い戦時捕虜には食糧配給量を増やすように企業に命じた。石炭連盟会長プライガーも，労働能率向上のためにあらゆる措置を講ずるよう炭鉱企業に指示したが，その主眼は「労働能率別食糧配給」にあった。[157]

こうして，食糧配給量の増加ではなく，「労働能率別食糧配給」が制度化された。1944年2月初旬，労働局は，労働能率が低い者には食糧配給量を追加してはならない旨を告知し，[158] 一方，人種別食糧配給量の差別化原則は変更されないままであった。44年初頭の重労働者でみると，ソ連人労働者の食糧配給量はパン／小麦粉で西欧民間人の92%，肉は66%，脂肪は66%，砂糖／ジャムは27%

---

(151) *Handbuch des GBA*, S.63 ff.

(152) Dok.1193-PS, in: *IMG*, Bd.27, S.58; Dok.081-PS, in: *IMG*, Bd.25, S.157.

(153) Dok.016-PS, in: *IMG*, Bd.25, S.69.

(154) *Handbuch des GBA*, S.95 f.; Dok.084-PS, in: *IMG*, Bd.25, S.167.

(155) Dok. 205-PS, in: *IMG*, Bd.25, S.300. 43年3月の協議で，外国人労働者の食糧配給も論議の対象となった。外国人労働者への食糧配給量は区別することが固執され，食糧配給の統一化はなされなかった。ただし，重労働・最重労働者への食糧配給追加については，実際の労働能率に対応してなされることが確認された。Dok. 315-PS, in: *IMG*, Bd.25, S.348.

(156) NI-15254; Streit, S.270; Dörr, S.145, 254.

(157) NI-3048; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S.277 f.; ders.: "Die 'Krautaktion'. Ruhrindustrie, Ernährungswissenschaft und Zwangsarbeit 1944", in: *Europa und der >>Reichseinsatz<<*, S. 273; Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 267; Streit, S.265.

(158) NI-3042.

などというように差別化されていた。[159]

この食糧配給制度は，1944年春以降，差別化撤廃の方向へと変化した。実態としては，規定以下の食糧配給という報告の一方で，企業によっては，「労働能率別食糧配給」規準以上の食糧追加配給，ソ連民間人への特別配給の報告もあり，多様であった。[160] この「労働能率別食糧配給」は，全体の食糧配給量を増やそうとするものではなく，食糧配給の総量は一定に維持し，労働能率の向上をはかろうとするものであった。[161]

労働能率を向上できたソ連人労働者は，労働・生活諸条件改善を期待できたが，従順でなければならなかった。違反行為を犯すことは「強制収容所」への道を歩き始めることを意味した。一方，労働能率を向上できないソ連人労働者には「消耗」として労働過程から離れる道が用意されていた。

第四節　東部占領地域での労働力調達

一方，東部占領地域では，1943年1月，2月には，ソ連民間人の連行は「ほとんど完全に」停止状態となっていた。[162] ここでの労働力調達は，ライヒへの労働動員と東部占領地域自体での労働動員とが絡み合い，かつ，ドイツ軍の撤退が日程にのぼってくる中で，困難かつ複雑な様相を呈していった。というのも，43年2月初旬，東部占領地域の作戦地域で労働義務・労働配置令が導入されたため，東部占領地域での労働力をめぐる争奪は激化したからである。[163] 占領地域の労働力需要を重視することは，ライヒへの労働力調達要求との対立をさらに激化させるものであった。最終的には当初の構想通り，ライヒへの労働力調達が優先され，4ヶ月以内に100万人を東部占領地域からライヒに移送するものとされた。[164] これに応じて調達方法も，これまでの「地域分担原則」から，一定の年齢層を一括して調達する「年齢別原則」に変更され，また対象範囲も拡大していった。[165] 実際の労働力徴集には，SSと警察の関与がなければ不可能であった点は注目に値する。[166]

また，パルチザン掃討作戦においても，43年春以降になると，戦時捕虜と同様，捕捉し，ライヒ

---

(159) DZW, Bd.4, S.496； Streit, S.248 f.

(160) NI-3164(F); NI-1795; Eichholtz: "'Krautaktion'", S. 278 ff.; Streit, S. 250; Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 267 f., 292; Homze, p. 247.

(161) Homze, p.276.

(162) Dok.407(II)-PS, in: *IMG*, Bd.26, S.3. 矢野「労働力調達」(II)『三田学会雑誌』85巻2号（1992年7月），138頁以下。

(163) Dok.3012-PS, in: *IMG*, Bd.31, S.481.

(164) Dok.3012-PS, in: *IMG*, Bd.31, S.486 ff.; Dok.407(II)-PS, in: *IMG*, Bd.26, S.2 ff.; Dok.3012-PS, in: *IMG*, Bd.31, S.490 f.; Dok.019-PS, in: *IMG*, Bd.25, S.79 ff.; Homze, p.145.

(165) Dok.126, in: *Okkupation*, S.308f. ただ，軍の緊急の労働力需要と重なった場合には，軍の需要が優先されるものとされた。Dok.127, in: *Okkupation*, S.309 f.; Dok.2208-PS, in: *IMG*, Bd.30, S.102 ff.; Dok.2280-PS, in: *IMG*, Bd.30, S.107ff.

(166) Dok.2280-PS, in: *IMG*, Bd.30, S.104f.

へ連行するように変更されていった。[167] これに対応して，SSも7月には，パルチザン掃討作戦との関連で住民をもはやSS管轄下にはおかず，労働配置総監の管轄下におくことを認めるにいたった。[168] しかし，実質的に「即刻射殺」が実態であった。[169] その原因は，ドイツ軍が本格的に撤退局面に入り，加えて，SSのヒムラーが，依然として残忍な強制的なやり方に固執していたからであった。[170]

1943年春に労働力調達政策が方向転換していく中で，撤退時の地域住民に対する政策も変化し，金属専門労働者・特殊労働者を核にライヒへの移送を優先する方向へ転換している。[171] しかし，戦況はドイツにとってさらに悪化し，43年7月には，ドイツ軍は後退を余儀なくされ，作戦地域内部での労働配置ならびにライヒへの労働力移送は「ほとんど完全に不可能」となった。[172]

1943年一年間に211,977人が東部占領地域の作戦地域からライヒへ移送された。しかし，85万人のソ連民間人需要と比較すると，明らかに不充分であった。[173] 労働力供給の低迷の主要原因は，労働力調達への住民の抵抗にあり，[174] 43年夏には事態はさらに悪化し，「人狩り」のごとき強制的徴集が住民の抵抗を喚起するという悪循環に陥っていた。[175]

1944年1月4日の「1944年労働配置」に関する重要協議で，第一に，合計405万人もの労働者を，東部のみならず占領地域全体から調達すること，第二に，占領地域の軍需工業からは労働者は調達しないことが決められた。ヒムラーも，SS部隊の拡大と動員強化によって，この計画の支援を約束している。[176] 一方，労働力需要面では，ライヒへの労働力調達を筆頭に，東部占領地域での労働力需要もさらに高まり，しかも，それぞれの労働力需要は調整されることなく，各組織の直接交渉に委ねられ，したがって統一性を欠きバラバラに展開されていた。[177]

---

(167) Dok.744-PS, in: *IMG*, Bd.26, S.285; Rosewitha Czollek: *Faschismus und Okkupation*, Berlin (O) 1974, S.170 f.

(168) Dok.188, in: *Europa unterm Hakenkreuz (Sowjetunion)*, S.447; Dok.744-PS, in: *IMG*, Bd.26, S. 286 f.; Dok.201, in: *Europa unterm Hakenkreuz (Sowjetunion)*, S.470 ff.

(169) Dok.173, in: *Europa unterm Hakenkreuz (Sowjetunion)*, S.417 ff.; Dok.135-R, in: *IMG*, Bd.38, S. 373 ff.

(170) Dok.1919-PS, in: *IMG*, Bd.29, S.123, 133; Herbert: *Fremdarbeiter*, S.256.

(171) Dok.157, in: *Europa unterm Hakenkreuz (Sowjetunion)*, S.390; Dok.158, in: *Europa unterm Hakenkreuz (Sowjetunion)*, S.391; *Wirtschaftspolitik*, S.553 ff.

(172) *Wirtschaftspolitik*, S.303.

(173) NO-1831, in: *Trials of War Criminals*, vol.13, p.1016 ff.: Czollek, S.172 f.

(174) Dok.124-R, in: *IMG*, Bd.38, S.341.

(175) Dok, 3000-PS, in: *IMG*, Bd.31, S.466; Dok.265-PS, in: *IMG*, Bd.25, S.320 f.; Dok.198, in: *Europa unterm Hakenkreuz (Sowjetunion)*, S.463 f.; Dok.199, in: *Europa unterm Hakenkreuz (Sowjetunion)*, S.467; NO-3099, in: *Trials of War Criminals*, vol.13, p.1031 f.; R-D. Müller: "Rekrutierung", S.244; vgl. *Wirtschaftspolitik*, S.323; Dok.290-PS, in: *IMG*, Bd.25, S.330 f.; Dok.254-PS, in: *IMG*, Bd.25, S.313 ff.; Herbert: *Fremdarbeiter*, S.256 f; R.-D. Müller, S.244.

1944年にはドイツ軍はさらに撤退を強いられ，ドイツのソ連占領地域はますます狭くなっていった。今や，労働力徴集の可能性は撤退時の「住民強制連行」にかろうじて見いだしうるにすぎなくなっていた。[178] 戦況の展開によって，労働者を適時に徴集することは「一部の地域ではもはや不可能」となったが，それにもかかわらず，「住民強制連行」は一定の成果をおさめた。[179] 東部占領地域全体をみると，44年6月30日までに，279万人以上のソ連民間人がライヒへ移送されていたことになる。44年9月30日現在，男性1,062,507人，女性1,112,137人，計2,174,644人のソ連民間人がライヒで就業していた。[180]

第五節　労働と絶滅

最後に，刑務所や強制収容所などにまだ収容されておらず，軍需生産に直接間接に従事しているユダヤ人熟練労働者たちの運命をみておこう。彼らも，ナチス・ドイツの軍需経済展開で必要とされつつ，ユダヤ人絶滅政策の対象ともなっていた。生存場所によって，彼らの運命は異なっていた。

1943年2月末，ベルリン軍需部門の約11,000人のユダヤ人労働者が逮捕され，大部分がアウシュヴィッツ強制収容所に移送された。ライヒのユダヤ人労働者追放要請と強制収容所収容拡大政策とが一致することになった。しかし代替労働力が充分確保されないため，ユダヤ人追放政策は，ナチ指導部の構想するような全面性にまでは至らなかった。[181] 強制収容所では，労働能力なき者を殺害するという形で選別がおこなわれていたものの，ユダヤ人熟練労働者の労働配置は存続してはいたのである。[182]

ユダヤ人をライヒと総督府から追放する政策は，軍需経営からユダヤ人労働者を追放し，絶滅収容所で殺害することを意味したため，軍需生産の拡大と矛盾する側面をもっていた。一方，アウシ

---

(176) Dok.1292-PS, in: *IMG*, Bd.27, S.104 ff. 翌5日，ザウケルは「綿密な調査」の結果として，405万人の労働力需要の内訳を確定した。405万人全員を占領地域からライヒへ調達するという前日の協議の結論とは異なり，ザウケルは占領地域全体からは355万人の調達を想定している。ポーランド総督府を含む東部占領地域全体からは計60万人の労働力調達を計画していた。Dok.1292-PS, in: *IMG*, Bd.27, S.109 f. そのうち東部占領地域からは，ザウケルは1944年初秋までに50万人の労働者を「あらゆる可能性」を利用してライヒへ調達することを計画していたが，具体的な調達方法を指示したわけではなかった。Dok.234, in: *Europa unterm Hakenkreuz (Sowjetunion)*, S.522 ff. 強調は原文。

(177) Dok.247, in: *Europa unterm Hakenkreuz (Sowjetunion)*, S.544 f.

(178) 矢野「労働力調達」(III)，『三田学会雑誌』85巻4号（1993年1月）195頁以下。

(179) *Wirtschaftspolitik*, S.325, 330 ff.

(180) 726,559人のソ連人戦時捕虜を加えると，2,901,203人のソ連人労働者が1944年夏の時点でドイツ・ライヒで労働動員されていたことになる。Dok.135, in: *Okkupation*, S.323.

(181) Speer, S.353; Krausnick, S.359; Herbert: "Arbeit und Vernichtung", S.407; *Die Tagebücher von Joseph Gebbels* vom 9.3.1943, Teil II, Bd.7, hrsg.v. Elke Fröhlich, München u.a. 1995, S.515; *Die Tagebücher von Gebbels* vom 15.3.1943, Teil II, Bd.7, S.556.

ュヴィッツとマイダネク強制収容所へのユダヤ人集中策は，強制収容所収容拡大に権力基盤拡充を見いだしたSSの利害に答えるものであり，また，強制収容所囚人としてユダヤ人を軍需生産に配置することで，軍需経済の要請に対応する可能性ももった。その意味で，軍需経済の要請とユダヤ人絶滅イデオロギーとの間の矛盾は解決されうるものであった。しかしその矛盾は解決されるどころではなかった。第一に，ユダヤ人絶滅という人種論的・イデオロギー的観点が放棄されたわけではなかったからであり，第二に，強制収容所でユダヤ人囚人が実際には残虐に扱われ，きわめて高い死亡率を示していたからである。(183)

結論的考察

絶滅収容所を建設し，そこにゲットーなどのユダヤ人を移送することで，ヨーロッパ・ユダヤ人問題の「最終的解決」を実質的に開始した時点は，ナチ国家指導部がドイツ軍需経済の切迫した労働力需要に，ソ連人労働者を大量に労働動員することによって対応した時期である。人種論的・イデオロギー的観点と経済的観点が並存していた時期である。

この併存は，権力構造的にみると，権力諸集団がそれぞれ自己の権力追求を遂行したことによるものであり，労働力についてみれば，強制収容所囚人の労働力利用はSS経済管理本部の権限に，他方，ドイツ人ならびに外国人労働者の労働配置については労働配置総監の権限におかれたことに現象していた。1942年初春のドイツ軍需経済再編成の過程で明らかになったのは，多頭制的権力構造である。

しかし，1942年後半になると，労働力不足状況が激化し，労働力需要はさらに高まった。この経済的必要性とイデオロギー的要請との矛盾はそのままでは維持することが困難となった。そこでSSは，ユダヤ人を絶滅収容所に送り，殺害するというこれまでのユダヤ人絶滅政策を転換した。絶滅収容所を解体し，ユダヤ人を含む労働能力のある者を強制収容所に送り，強制収容所囚人を軍需経済に労働力として供給し，その一方で，労働能力なきユダヤ人は強制収容所で絶滅させるという政策を導入したのである。こうしてアウシュヴィッツ強制収容所は最大の絶滅収容所かつ最大の強制収容所になった。42年秋，例外はあったが，他の強制収容所にいたユダヤ人をアウシュヴィッツ強制収容所に移送し，総督府ならびに東部占領地域では，強制収容所への収容を狙った住民逮捕が大規模におこなわれた。その一環として，ユダヤ人も強制収容所に収容された。

---

(182) Krausnick, S.359; Herbert: "Arbeit und Vernichtung", S.407; Hans Mommsen: "Realisierung des Utopischen: 'Endlösung der Judenfrage' im 'Dritten Reich'", in: *Geschichte und Gesellschaft*, 9.Jg., 1983, S.415; Herbert: "Von Auschwitz nach Essen", in: *Dachauer Hefte* 2, München 1993 (1986[1]), S.17.

(183) 矢野「戦時期におけるナチス強制収容所」101頁以下参照。

そもそもSSは，人種論的・イデオロギー的観点に立脚し，軍需生産そのものに介入しようと試み，その意味で，現存体制の枠組みを打ち破る可能性をもつものであった。権力対立の過程で、それを阻止され，体制の枠組みにおし込まれたSSは，強制収容所を拡大し，収容囚人数を増加させることに重点を置くようになった。SSは，企業の傍に強制収容所補助収容所を建設し，そこから囚人を企業に貸与することで，囚人労働力の供給源におしとどめられた。それゆえSSは，その権力基盤の一つを強制収容所に集中することになった。強制収容所は，これまでのドイツの労働力政策ならびにユダヤ人政策の展開の帰結として，集中的にそれらの矛盾を内包することになったのである。

しかし，1943・44年には，強制収容所囚人の労働力供給も限界に達した。そこでナチ国家指導部は，ユダヤ人熟練労働者を労働力利用する方向へと転換した。絶滅の対象とすることを放棄したわけでもなかった。経済的観点と人種論的・イデオロギー的観点の二重性は，労働能力の有無によってユダヤ人労働者を選別することによって，維持されていた。生存は労働力利用の対象であることによってのみ保証され，しかしそれも，苛酷な生活・労働条件においてのことであり，死を意味するものであった。一方，労働能力なきユダヤ人は直接的な死に至る道にいた。また，東部占領地域では労働力調達政策は変更されたが，実態として，殺害行動は継続されていた。

強制収容所囚人数は1945年初頭には75万人にまで増加し，彼らは特に地下壕建設や工場建設，さらに航空機産業など軍需工業に外国人労働者と並んで大量に動員させられた。彼らは「労働を通しての絶滅」の脅威にさらされていたばかりではなく，実際にきわめて高い死亡率を残している。ユダヤ人労働者も絶滅の脅威の中で強制労働を強いられ，苛酷な生活をせざるをえなかった。外国人労働者は43年以降，部分的に生活・労働条件の改善を享受しえたが，労働能率別原理の下での改善であり，従順でない，あるいは違反的行為を犯したとみなされるや強制収容所に収容された。そうすることで，外国人労働者と強制収容所との間を連続的なものとし，そのことによって，外国人労働者の規律化をはかり，労働能率の向上を強いたのである。(184)

ユダヤ人絶滅—強制収容所体制—外国人強制労働体制，これらは別々のものではなく，大戦期に，戦況と労働力不足状況の下で展開した一連の過程の産物であった。ナチズムの特異性といわれているものは，この一連の過程の中から生まれてきたものである。戦時期に労働力を充分に確保できなかったことと，ドイツ国民に対するナチ支配の脆弱性との相互関連が，外国人労働者の大量労働動員を引起し，ユダヤ人虐殺への連鎖をもたらした。すなわち，外国人労働者を確保できたかぎりで，ユダヤ人を追放の対象に，さらに虐殺の対象へとエスカレートしたのである。ナチスのイデオロギーあるいはナチ指導部の計画的意図の結果ではなく，戦況，ドイツ国民への国内支配と労働市場状況の産物であった。これらの間の因果関連ではなく，構造的関連が重要である。けだし，各権力集

(184) 矢野「ナチス戦時経済と強制労働」『社会経済史学』第60巻第1号（1994年5月），138頁以下。

団がそれぞれの状況認識と政策実行によって，独自に対処していたからである。

このようにナチスは，全体主義的性格，ヒトラーなど一部ナチ国家指導者の「意図」や「計画」，大量殺戮やホロコーストそれ自体によって特徴づけられるのではない。虐殺は，戦況や労働市場状況など状況（「構造」）との関連において現象したのであり，したがって，日本などと比較可能である。(185)

（経済学部教授）

(185) 矢野「強制連行・強制労働の日独比較」参照。